

機密性 1 完全性 2 可用性 2

平成 26 年 4 月 1 日 規程 第 33 号

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 基本給及び年俸
 - 第 1 節 基本給（第 11 条－第 18 条）
 - 第 2 節 年俸（第 19 条－第 30 条）
- 第 3 章 手当
 - 第 1 節 扶養手当（第 31 条－第 36 条）
 - 第 2 節 住居手当（第 37 条－第 43 条）
 - 第 3 節 通勤手当（第 44 条－第 51 条）
 - 第 4 節 単身赴任手当（第 52 条－第 58 条）
 - 第 5 節 地域手当（第 59 条）
 - 第 5 節の 2 広域異動手当（第 59 条の 2）
 - 第 6 節 寒冷地手当（第 60 条－第 61 条）
 - 第 7 節 役職手当（第 62 条）
 - 第 8 節 特殊勤務手当（第 63 条－第 66 条の 2）
 - 第 9 節 附加職務手当（第 67 条）
 - 第 10 節 超過勤務手当等（第 68 条－第 70 条）
 - 第 11 節 宿日直等手当（第 71 条－第 73 条）
 - 第 12 節 医師等派遣手当（第 74 条）
 - 第 13 節 役職職員特別勤務手当（第 75 条）
 - 第 14 節 業績手当（第 76 条－第 81 条）
 - 第 15 節 医師手当（第 82 条－第 83 条）
 - 第 16 節 医療専門資格手当（第 83 条の 2）
 - 第 17 節 診療看護師手当（第 83 条の 3）
 - 第 18 節 補助金等特別手当（第 83 条の 4）
- 第 4 章 給与の特例等（第 84 条－第 97 条）
- 第 5 章 規程の実施（第 98 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成 26 年規程第 17 号。以下「就業規則」という。）第 70 条の規定に基づき独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤

務職員（就業規則第1条に規定する任期付短時間職員をいう。以下同じ。）（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし地域医療機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第34条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、医師等派遣手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が地域医療機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第39条の休日（就業規則第42条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第43条の代休日と重なった場合は、就業規則第39条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下、本条において「支給定日」という。）は、

毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- 一 20日が日曜日に当たるとき 18日
 - 二 20日が土曜日に当たるとき 19日
 - 三 20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき 19日（19日が日曜日にあたるときは17日）
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び医師等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給日に支給する。ただし、次の給与期間の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 寒冷地手当は、第60条に規定する基準日の属する月の支給日に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 6 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
 - 二 退職し又は解雇されたとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子

- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第68条から第70条まで、第86条、第91条、第91条の2及び第93条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第68条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第69条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第70条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第68条に規定する超過勤務手当、第69条に規定する休日給及び第70条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職基本給表（別表第1）

イ 医療職基本給表（一）

ロ 医療職基本給表（二）

ハ 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第2）

二の2 診療情報管理職基本給表（別表第2の2）

三 技能職基本給表（別表第3）

四 教育職基本給表（別表第4）

五 福祉職基本給表（別表第5）

六 介護福祉職基本給表（別表第5の2）

七 療養介助職基本給表（別表第6）

八 医師事務作業補助職基本給表（別表第6の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第19条に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成26年規程第31号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定

		めるものに適用する。ただし教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		看護専門学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
福祉職基本給表		医療社会事業専門員、保育士及び理事長が定めるものに適用する。
介護福祉職基本給表		介護福祉士及び介護支援専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、

級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

- 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額
 のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける
 前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたもの
 として取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失
 すと認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定す
 ることができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格
 した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに
 至ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に
 応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に
 応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。
 ただし、10月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第99条に規定する懲
 戒処分及び同規則第107条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮する
 ものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上	
勤務成績が特に良好	IV	6号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあって
 は、57歳）を超える職員

昇給区分	昇給できる号俸数
	管理職層・中間層・初任層

勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第11に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（表彰による昇給）

第16条の2 理事長の表彰を受けた場合は、第15条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の昇給の時期は、表彰を受けた日とする。

(再雇用職員の基本給月額)

第17条 再雇用職員(就業規則第79条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

(任期付短時間勤務職員の基本給月額)

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に就業規則第34条第1項ただし書きにより定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第34条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数(以下「短時間勤務調整数」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第2節 年俸

(副院長等基本年俸表)

第19条 副院長等基本年俸表は、別表第12に定めるとおりとする。

2 副院長等基本年俸表は、副院長、統括診療部長、診療部長、医長及び介護老人保健施設長の職を占める職員(医療及び介護業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。)に適用する。

(初任給)

第20条 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第13に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額(月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。)のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

(昇格等)

第21条 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第14に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表(以下「基本年俸表対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、その異動の日をもって昇格させる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日

とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	6号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

- 第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の70から100分の130までの範囲内で理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
 - 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
 - 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員(就業規則第69条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。))を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死

亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第45条第3項を除いて同じ。）

ヘ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 10 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第94条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

- 第32条 扶養手当の月額は、第31条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長等に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第31条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、第33条第2項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第36条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び

扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）

のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（地域医療機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1
0, 400円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1
3, 500円
- へ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1
6, 600円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1
9, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2
2, 800円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2
5, 900円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2
9, 100円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3
2, 300円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3
5, 500円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して次の各号に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

一 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者（給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは国立高度専門医療研究センターその他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から人事交流等により基本給表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなった者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の

提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。

- 4 通勤手当は、支給単位期間（1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当にあっては、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人地域医療機能推進機構旅費規程（平成26年規程第38号）による宿泊費を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後の確認)

第50条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、

通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| 一 | 100キロメートル以上300キロメートル未満 | 8,000円 |
| 二 | 300キロメートル以上500キロメートル未満 | 16,000円 |
| 三 | 500キロメートル以上700キロメートル未満 | 24,000円 |
| 四 | 700キロメートル以上900キロメートル未満 | 32,000円 |
| 五 | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| 六 | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| 七 | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| 八 | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| 九 | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| 十 | 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

(権衡職員の範囲等)

第54条 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること

となった職員であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定

める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第15に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下、この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下、この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(以下、この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

一 1級地 100分の20

- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第15に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表(一)又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。)において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合(理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間(常時勤務に服す

る者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。)を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49(地域手当)第2条に規定する地域において勤務していた者(適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者)であること。

7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節の2 広域異動手当

(広域異動手当)

第59条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法(航空機を除く。)により算定した事業場間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事業場との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に

係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第89条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該

期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

- 6 前五項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前五項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前五項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

(寒冷地手当)

第60条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第16に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(支給額)

第61条 前条第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
一 扶養親族を有する者
二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者
2 この条において「扶養親族」とは、第31条第2項に規定する扶養親族であって、かつ、第33条の規定による届出がなされているものをいう。
3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第33条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前

項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 第87条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第97条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
 - イ 就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
 - ロ 就業規則第89条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第86条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ハ 就業規則第99条の規定により停職にされている職員
 - ニ 就業規則第30条ただし書の許可を受けている職員
 - ホ 自己啓発等休業職員
 - ヘ 就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第87条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第16のとおりとする。

第7節 役職手当

（役職手当）

第62条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第17に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第63条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 救急医療体制等確保手当
- 三 特殊業務手当
- 四 時間外手術等従事手当

(夜間看護等手当)

第64条 夜間看護等手当は、職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分		職 種 の 区 分		
		医師又は歯科 医師	保健師、助産 師、看護師又は 准看護師	その他の職種
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合（休憩時間を控除しない）		9,900円	8,600円	6,000円
その勤務時間が深夜の一部を含む	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	4,800円	4,200円	2,900円

勤務で あ合場 合時憩 控除す (除す)	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	4, 300円	3, 500円	2, 600円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2, 900円	2, 400円	1, 800円

(救急医療体制等確保手当)

第65条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6, 000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3, 000円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12, 000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6, 000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18, 000円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当

該時刻)までの間

- 5 第73条第2項に規定する救急呼出(同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。)により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。)に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

- 第66条 特殊業務手当は、別表第18に定める特殊業務手当支給区分表(以下「特殊業務手当支給区分表」という。)の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(時間外手術等従事手当)

- 第66条の2 理事長が示す要件に該当する病院において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は、診療報酬点数1,000点以上の処置(以下「手術等」という。)を実施した医師(1件の手術等において複数の医師が実施した場合には、すべての医師)に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、手術等1件につき、それぞれ各号に定める額の時間外手術等従事手当を支給する。
 - 一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合(前2号に規定する場合を除く。) 2,500円
 - 3 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

- 第67条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(「本務」という。)以外の所属長(就業規則第5条の所属長をいう。)の命令により特に附加された職務(「附加職務」という。)のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第68条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の135

三 第4項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）

イ 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

四 第5項に規定する勤務 100分の150

3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。

4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

ただし、就業規則第46条に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。

6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

(休日給)

第69条 就業規則第42条に規定する祝日法による祝日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規則第42条に規定する年末年始の休日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ

た職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第70条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第71条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第72条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 22,500円
 - 二 医師以外の宿日直勤務 6,400円
- 2 前項の勤務は、第68条から第70条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 第1項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

(救急呼出待機手当)

第73条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(次の各号に掲げる職員に限る。)には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 2,000円
 - 三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(理事長が定めるものに限る。) 2,000円
- 2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による休日等又は年末年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)

の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 医師等派遣手当

(医師等派遣手当)

第74条 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
 - 二 助産師、看護師又は薬剤師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務、看護業務又は薬剤業務に従事したとき
 - 三 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものである職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、保健業務、看護業務、診療放射線業務、診療エックス線業務、臨床検査業務、衛生検査業務、栄養業務、臨床工学業務、理学療法業務、作業療法業務、視能訓練業務、言語聴覚業務、救急救命業務、歯科衛生業務、歯科技工業務、あん摩マッサージ指圧業務、心理療法業務及び理事長が定めるものの業務に従事したとき
- 2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 当該病院の医師の数が、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
 - 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
 - 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）
 - 3 第1項第2号及び第3号の要件は、当該病院の助産師、看護師、薬剤師、保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものの確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
 - 4 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,

000円

二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円

三 前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合

イ 助産師及び看護師 4,000円

ロ 薬剤師 7,000円

ハ 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるもの 4,000円

5 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第13節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第75条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第39条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（深夜に勤務した場合を除く。）

二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、第73条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ 第73条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ定める額とする。

一 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

二 一以外の職員

区 分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
-----	-------------------

役職手当 の種別	一種	12,000円(18,000円)
	二種	10,000円(15,000円)
	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

第14節 業績手当

(業績手当)

第76条 業績手当は、地域医療機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第77条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第80条まで及び第90条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、

地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100分の125を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長及び係主任以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一

時差し止めた基礎的支給部分)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第79条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、就業規則第105条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第80条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間とする。）の業績及び基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第86条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われ

る人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の54.5、12月に支給する場合においては100分の65.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の44.5、12月に支給する場合においては100分の55.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第77条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第80条第3項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」とあるのは「第80条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第81条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の経常収支が良好な病院に、3月31日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。))がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。)に対し、第6条第6項に定める支給日に支給する。当該病院に基準日に併任されている職員(当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者(前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。))に限る。)についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の経常収支及び当該年度末の短期借入金の残高の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第15節 医師手当

(医師手当)

第82条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(支給額)

第83条 医師手当は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

一 医療職基本給表(一)又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職

二 医療職基本給表(一)以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)

2 医師手当は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第19に定める医師手当支給種別区分表による。

一 一種から五種 前項第1号に該当する職

二 六種 前項第2号に該当する職

3 医師手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第20に定める医師手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。

4 前項により支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第20の額

二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第20の額

5 医師の欠員の補充を促進するために、第2項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第83条の2 医療専門資格手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号

に規定する特定行為研修を修了し、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為を行う助産師又は看護師（看護部長及び副看護部長を除く。以下、この項において「看護師等」という。） 3,000円（ただし、理事長が別に定める場合は、5,000円。なお、第2号及び第3号に規定する者にあつては、それぞれ同号に掲げる額を加算した額）

二 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 5,000円

三 公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 3,000円

四 一般社団法人日本医療薬学会によるがん専門薬剤師の認定を受けている薬剤師（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）で、その当該認定に係る専門領域の薬剤業務に従事する者 3,000円

2 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には医療専門資格手当は支給しない。

3 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 診療看護師手当

（診療看護師手当）

第83条の3 診療看護師手当は、理事長が認める資格認定を受け、当該分野の業務に従事した看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 看護師長又は副看護師長、助産師若しくは看護師（次号に該当する場合を除く。）
5,000円

二 副看護師長、助産師又は看護師（理事長が別に定める場合）40,000円

3 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には診療看護師手当は支給しない。

4 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第18節 補助金等特別手当

（補助金等特別手当）

第83条の4 補助金等特別手当は、国、地方公共団体等から交付される補助金その他助成金等（以下「補助金等」という。）を原資とし、当該補助金等が人件費に充当可能な場合に限り支給することができる。

2 補助金等の交付が取り消された場合、または補助金等の返還を求められた場合には、当該手当の全部または一部について、支給を取り消し、または支給済みの手当の返還

を求めることができる。

3 その他、補助金等特別手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第84条 第31条から第36条まで、第59条第4項から第6項まで、第82条及び第83条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第85条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条、第61条及び第81条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。

5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

6 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

7 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

8 任期付短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

9 任期付短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

10 任期付短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第86条 職員が勤務しないときは、就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと

につき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第87条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 職員が就業規則第89条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。

一 就業規則第89条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内

二 就業規則第89条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき 100分の100以内

三 就業規則第89条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内

6 就業規則第89条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第77条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業

規則第82条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第78条及び第79条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第87条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第89条第3号から第5号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

- 第88条 就業規則第89条第8項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
 - 3 第6条第8項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。
 - 4 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

- 第89条 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第77条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第92条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第90条 就業規則第66条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 7 育児短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 8 育児短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にか

かわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 1 1 育児短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 1 2 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 1 3 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 1 4 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

- 第91条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取り扱い）

- 第91条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（特定短時間勤務職員の給与）

- 第91条の3 就業規則第69条の2の規定により特定短時間勤務をしている職員（以下「特定短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条の2までの規定にかかわらず、第12条から第16条の2までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 特定短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 特定短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の

- 規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 特定短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 5 特定短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 6 特定短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 7 特定短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 8 特定短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 9 特定短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条の2までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 10 特定短時間勤務職員の業績手当の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（復職時調整）

第92条 就業規則第89条の規定により休職にされ、若しくは同規則第30条により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第65条、第68条若しくは第69条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の1 00以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の1 00以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の5 0以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）

く。)

三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

四 育児休業の承認を受けた場合

五 自己啓発等休業の承認を受けた場合

六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合

4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取り扱い)

第93条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取り扱い)

第94条 職員が就業規則第30条及び第31条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取り扱い)

第95条 職員が就業規則第29条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業務手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取り扱い)

第96条 職員が就業規則第69条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第97条 第86条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人地域医療機能推進機構職員勤務時間等規程（平成26年規程第21号）第21条に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 独立行政法人地域医療機能推進機構安全衛生管理規程（平成26年規程第49号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の

前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第39条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

(規程の実施)

第98条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第76号)

(施行期日)

この規程は、平成26年9月1日から施行し、改正後の第72条第3項及第74条第5項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第80条第2項の規定、別表第1から別表第6及び別表第12は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第2条 平成26年前期の評価期間の全部を良好な成績で勤務した職員(55歳(医療職基本給表(一)又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員は除く。)の昇給の号俸数は、3号俸(医療職(二)基本給表、医療職(三)基本給表、事務職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの並びに教育職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級の職員にあっては、2号俸)とすることを標準として、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する。

(業績反映部分に関する特例)

第3条 第80条第2項の取り扱いについて、平成26年12月支給分は、同条同項第

1号の「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同条同項第2号の「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年規程第92号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による基本給又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給等として支給する。

3 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前2項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（地域手当に関する経過措置）

第5条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

附 則（平成27年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規程第26号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第44号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成27年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同条同項第2号の「100分の80」とあるのは「100分の85」と、同条同項第3号の「100分の

47.5」とあるのは「100分の50」と、同条同項第4号の「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（広域異動手当に関する経過措置）

第2条 切替日前に職員が在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則（平成29年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行し、改正後の第80条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成28年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号の「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条同項第3号の「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、同条同項第4号の「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年規程第20号）

（施行期日）

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年規程第24号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に福祉職基本給表を適用されていた職員のうち介護福祉士及び介護支援専門員が、基本給表切り替えにより介護福祉職基本給表適用の職員(以下「切替職員」という。)となった場合の切替日における職務の級は、同級同号俸とする。

2 前項による切替職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる者には、平成34年3月31日までの間、切替日と切替日前日に受けていた基本給月額の差額(以下「現給保障額」という。)を下表の換算率により基本給として支給する。(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)

ただし、切替後の基本給月額と現給保障額の合計額が、昇給等により切替日前日に受けていた基本給月額を超えた場合は、超えるまでの額を現給保障して支給する。

経過措置の期間	現給保障の換算率
平成29年4月1日～平成30年3月31日	5分の5
平成30年4月1日～平成31年3月31日	5分の4
平成31年4月1日～平成32年3月31日	5分の3
平成32年4月1日～平成33年3月31日	5分の2
平成33年4月1日～平成34年3月31日	5分の1

附 則 (平成29年規程第62号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 平成29年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成27年1月1日において改正前の職員給与規程第15条及び平成27年4月1日において同規程第23条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成30年規程第8号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第33号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 平成30年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の57.5」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と読み替えて適用するものとする。

（診療情報管理職基本給表の切替）

第3条 平成31年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とす

る。

- 3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成31年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

附 則 (令和元年規程第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和元年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と読み替えて適用するものとする。

(医師事務作業補助職基本給表の切替)

第3条 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の級が事務職基本給表又は療養介助職基本給表(以下「事務職基本給表等」という。)の1級である職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表等の号俸と同じ号俸とする。ただし、切替日の前日において事務職基本給表の1級149号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸は、医師事務作業補助職基本給表の149号俸とする。

2 切替日の前日において、事務職基本給表等の1級である職員以外の職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

(住居手当に関する経過措置)

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第37条及び第38条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条及び第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第2条の規定による改正後の職員給与規程第38条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年規程第39号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月8日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則（令和2年規程第42号）

(施行期日)

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和2年規程第49号）

(施行期日)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 5 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の特例）

第 2 条 令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、職員給与規程第 7 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、同項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と読み替えて適用するものとする。

第 3 条 令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第 8 0 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 0」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 0」と、同項第 3 号中「1 0 0 分の 6 0 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 3」と、同項第 4 号中「1 0 0 分の 5 0 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 3」と読み替えて適用するものとする。

（経過措置）

第 4 条 この規程による改正前の職員給与規程第 6 条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第 6 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年規程第 2 号）

（施行期日等）

この規程は、令和 3 年 1 月 2 7 日から施行し、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで適用する。

附 則（令和 3 年規程第 3 1 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 2 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日まで適用する。

附 則（令和 3 年規程第 3 6 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和４年規程第２号）

（施行期日等）

第１条 この規程は、令和４年２月１０日から施行し、令和４年２月１日から理事長が定める日まで適用する。

（処遇改善手当）

第２条 処遇改善手当の適用を受ける職員は、令和３年度看護職員等処遇改善事業補助金、令和３年度介護職員処遇改善支援補助金及び令和３年度保育士等処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる病院（看護学校を除く附属施設を含む。）に勤務する職員であって、当該補助金の実施要綱等に定める処遇改善の対象者及び処遇改善の対象とすることができるコメディカルであって、所属長が別に定める職員とする。

- ２ 前項の手当の額は、当該補助金の範囲内で、又は当該補助金から算定される額を基準として、所属長が別に定める額とする。
- ３ 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- ４ 処遇改善手当の支給は、本則第４条の規定を準用する。

附 則（令和４年規程第２１号）

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第４４号）

（施行期日）

この規程は、令和４年６月１６日から施行する。

附 則（令和４年規程第５５号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

（処遇改善手当）

第２条 処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- ２ 処遇改善手当の月額は、理事長が別に定める額の範囲内で所属長が定める額とする。
- ３ 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務し

なかった場合には処遇改善手当は支給しない。

4 処遇改善手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第3条 処遇改善手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「医療専門資格手当及び診療看護師手当」とあるのは、「医療専門資格手当、診療看護師手当及び処遇改善手当」と読み替えるものとする。

2 処遇改善手当が支給される職員の第9条の適用については、「医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額」とあるのは、「医療専門資格手当の月額、診療看護師手当の月額及び処遇改善手当の月額」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年規程第60号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（臨時特別賞与）

第2条 第76条に規定する業績手当の特例として、令和4年4月1日から令和4年12月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、150,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和4年12月9日（以下「支給日」という。）に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

- 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）
で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、地域医療機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和4年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項3号中「100分の63」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の53」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和5年規程第13号）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年規程第25号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程別表第6の2（医師事務作業補助職基本給表2級に係る部分に限る。）、別表第7のル、別表第10のル及び別表第11は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和5年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同項同号中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和5年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の64.25」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の54.25」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和6年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第33号）

(施行期日)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第37号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(令和6年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和6年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100

0分の70」とあるのは「100分の71.25」と、同項同号中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和6年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100分の65.5」とあるのは「100分の66.75」と、同項第4号中「100分の55.5」とあるのは「100分の56.75」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和7年規程第5号）

（施行期日）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第38号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（この規程による改正前の職員給与規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第45条第1項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等（同条第2項第1号に規定する新幹線鉄道等及び同条第4項第1号に規定する橋等以外の交通機関等をいう。第1号において同じ。））を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。））、同項第2号に規定する額（以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び同条第2項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の規程第51条に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（改正前の規程第45条第2項に規定する新幹線鉄道等をいう。））を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 一 普通交通機関等及び改正前の規程第44条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のものに限る。）

- 二 改正前の規程第45条第2項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
 - 三 改正前の規程第45条第4項第1号に規定する橋等に係る通勤手当
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第3号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
- 一 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額
 - 二 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超える場合にあつては、20,000円）を減じて得た額

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第3条 この規程による改正後の職員給与規程（次条において「改正後の規程」という。）第45条第3項及び第54条第1項の規定は、施行日前に新たに基本給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第4条 改正後の規程別表第16の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附 則（令和8年規程第7号）

（施行期日）

この規程は、令和8年3月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第72条第1項の規定、別表第1から別表第6の2及び別表第12は、令和7年12月1日から適用する。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	277,300	61	482,000	121	543,700	1	374,800	61	550,600
2	282,100	62	484,100	122	544,100	2	379,400	62	552,600
3	286,900	63	486,200	123	544,600	3	384,000	63	554,600
4	291,600	64	488,300	124	545,000	4	388,600	64	556,500
5	296,300	65	490,400	125	545,500	5	393,100	65	558,400
6	300,900	66	492,500	126	545,900	6	397,600	66	560,400
7	305,400	67	494,600	127	546,300	7	402,000	67	562,300
8	309,800	68	496,600	128	546,700	8	406,400	68	564,200
9	314,200	69	498,600	129	547,200	9	410,800	69	565,900
10	318,500	70	500,600	130	547,600	10	415,100	70	567,500
11	322,700	71	502,500	131	548,000	11	419,300	71	569,000
12	326,900	72	504,400	132	548,400	12	423,400	72	570,400
13	331,200	73	506,200	133	548,900	13	427,300	73	571,700
14	335,600	74	507,900			14	431,100	74	572,900
15	340,000	75	509,500	再雇用職員	308,800	15	434,800	75	574,000
16	344,400	76	511,000			16	438,400	76	575,000
17	348,800	77	512,400			17	441,800	77	576,100
18	353,300	78	513,700			18	445,000	78	577,300
19	357,800	79	514,900			19	448,000	79	578,400
20	362,200	80	516,000			20	450,900	80	579,500
21	366,600	81	517,000			21	453,700	81	580,600
22	370,900	82	518,000			22	456,500	82	581,700
23	375,100	83	519,000			23	459,200	83	582,900
24	379,200	84	519,900			24	461,800	84	584,000
25	383,300	85	520,800			25	464,300	85	585,100
26	387,200	86	521,600			26	466,800	86	586,100
27	390,900	87	522,400			27	469,300	87	587,200
28	394,400	88	523,200			28	471,800	88	588,300
29	397,900	89	524,000			29	474,400	89	589,400
30	401,300	90	524,800			30	477,100	90	590,400
31	404,700	91	525,600			31	479,700	91	591,400
32	408,200	92	526,400			32	482,300	92	592,300
33	411,700	93	527,200			33	484,900	93	593,200
34	415,200	94	528,000			34	487,500	94	594,100
35	418,700	95	528,800			35	490,000	95	594,900
36	422,200	96	529,600			36	492,400	96	595,600
37	425,700	97	530,400			37	494,900	97	596,300
38	429,100	98	531,200			38	497,400	98	596,900
39	432,300	99	532,000			39	499,900	99	597,500
40	435,300	100	532,800			40	502,400	100	598,100
41	438,100	101	533,600			41	504,800	101	598,700
42	440,600	102	534,400			42	507,300	102	599,300
43	442,900	103	535,100			43	509,800	103	599,800
44	445,100	104	535,800			44	512,200	104	600,300
45	447,300	105	536,400			45	514,600	105	600,800
46	449,500	106	537,000			46	517,100	106	601,300
47	451,700	107	537,600			47	519,600	107	601,900
48	453,900	108	538,200			48	522,100	108	602,500
49	456,100	109	538,700			49	524,500	109	603,000
50	458,300	110	539,100			50	526,900	110	603,500
51	460,500	111	539,500			51	529,300	111	604,000
52	462,800	112	539,900			52	531,600	112	604,500
53	465,200	113	540,300			53	533,900	113	605,000
54	467,500	114	540,800			54	536,100		
55	469,700	115	541,300			55	538,200	再雇用職員	358,700
56	471,800	116	541,700			56	540,300		
57	473,900	117	542,100			57	542,300		
58	476,000	118	542,500			58	544,400		
59	478,000	119	542,900			59	546,500		
60	480,000	120	543,300			60	548,600		

ロ 医療職基本給表（二）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	176,100	61	263,300	121	287,500	1	246,000	61	321,300
2	177,600	62	264,300	122	287,700	2	247,300	62	322,500
3	179,100	63	265,300	123	287,900	3	248,700	63	323,700
4	180,600	64	266,400	124	288,100	4	250,000	64	324,800
5	182,100	65	267,400	125	288,300	5	251,200	65	325,800
6	183,600	66	268,400	126	288,500	6	252,400	66	326,700
7	185,200	67	269,400	127	288,700	7	253,600	67	327,500
8	186,800	68	270,300	128	288,800	8	254,700	68	328,300
9	188,500	69	271,200	129	289,000	9	255,800	69	329,000
10	190,200	70	272,100	130	289,200	10	256,900	70	329,700
11	191,900	71	272,900	131	289,300	11	258,100	71	330,400
12	193,600	72	273,700	132	289,500	12	259,300	72	331,000
13	195,400	73	274,400	133	289,700	13	260,500	73	331,500
14	197,200	74	275,100	134	289,900	14	261,700	74	332,000
15	199,100	75	275,700	135	290,000	15	262,900	75	332,500
16	201,100	76	276,200	136	290,200	16	264,000	76	333,000
17	203,200	77	276,600	137	290,300	17	265,100	77	333,500
18	205,300	78	276,900	138	290,500	18	266,200	78	334,000
19	207,400	79	277,200	139	290,700	19	267,200	79	334,500
20	209,500	80	277,500	140	290,900	20	268,200	80	335,000
21	211,600	81	277,700	141	291,000	21	269,200	81	335,500
22	213,500	82	277,900	142	291,200	22	270,200	82	336,000
23	215,300	83	278,100	143	291,400	23	271,200	83	336,500
24	216,900	84	278,300	144	291,500	24	272,200	84	336,900
25	218,400	85	278,500	145	291,600	25	273,200	85	337,300
26	219,800	86	278,700	146	291,700	26	274,200	86	337,600
27	221,200	87	278,900	147	291,800	27	275,200	87	337,900
28	222,600	88	279,100	148	292,000	28	276,300	88	338,300
29	223,900	89	279,300	149	292,100	29	277,500	89	338,700
30	225,300	90	279,500	150	292,200	30	278,800	90	339,100
31	226,700	91	279,800	151	292,300	31	280,100	91	339,500
32	228,200	92	280,100	152	292,500	32	281,500	92	339,900
33	229,600	93	280,300	153	292,600	33	282,900	93	340,200
34	231,000	94	280,600			34	284,400	94	340,500
35	232,500	95	280,900	再雇用職員	224,800	35	285,900	95	340,800
36	233,900	96	281,200			36	287,400	96	341,100
37	235,300	97	281,500			37	288,800	97	341,300
38	236,600	98	281,800			38	290,200	98	341,600
39	237,900	99	282,100			39	291,500	99	341,900
40	239,100	100	282,400			40	292,800	100	342,200
41	240,300	101	282,700			41	294,100	101	342,400
42	241,500	102	282,900			42	295,400	102	342,700
43	242,600	103	283,200			43	296,700	103	343,000
44	243,700	104	283,400			44	298,100	104	343,300
45	244,800	105	283,700			45	299,500	105	343,500
46	246,000	106	284,000			46	300,900	106	343,800
47	247,200	107	284,300			47	302,300	107	344,100
48	248,400	108	284,600			48	303,800	108	344,400
49	249,600	109	284,900			49	305,200	109	344,700
50	250,700	110	285,200			50	306,600	110	345,000
51	251,800	111	285,400			51	308,000	111	345,300
52	253,000	112	285,600			52	309,400	112	345,600
53	254,200	113	285,800			53	310,800	113	345,900
54	255,400	114	286,100			54	312,200		
55	256,600	115	286,300			55	313,600	再雇用職員	254,000
56	257,800	116	286,500			56	314,900		
57	258,900	117	286,700			57	316,200		
58	260,000	118	286,900			58	317,500		
59	261,100	119	287,100			59	318,800		
60	262,200	120	287,300			60	320,100		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	269,400	61	346,500	1	298,400	61	388,900	1	342,400
2	270,600	62	347,100	2	300,300	62	389,600	2	344,500
3	271,800	63	347,700	3	302,300	63	390,200	3	346,500
4	272,900	64	348,300	4	304,300	64	390,800	4	348,500
5	274,000	65	348,900	5	306,200	65	391,400	5	350,500
6	275,100	66	349,500	6	308,100	66	392,000	6	352,500
7	276,100	67	350,200	7	310,000	67	392,600	7	354,500
8	277,100	68	350,800	8	311,900	68	393,100	8	356,500
9	278,100	69	351,400	9	313,800	69	393,600	9	358,500
10	279,100	70	352,000	10	315,600	70	394,100	10	360,500
11	280,100	71	352,600	11	317,400	71	394,600	11	362,500
12	281,100	72	353,100	12	319,200	72	395,100	12	364,500
13	282,100	73	353,600	13	321,000	73	395,700	13	366,400
14	283,100	74	354,100	14	322,800	74	396,300	14	368,300
15	284,200	75	354,600	15	324,600	75	396,900	15	370,200
16	285,400	76	355,100	16	326,400	76	397,500	16	372,200
17	286,700	77	355,600	17	328,200	77	398,000	17	374,200
18	288,000	78	356,100	18	330,100	78	398,500	18	376,200
19	289,400	79	356,500	19	332,000	79	398,900	19	378,200
20	290,900	80	356,900	20	333,800	80	399,300	20	380,100
21	292,400	81	357,300	21	335,700	81	399,700	21	382,000
22	294,000	82	357,700	22	337,500	82	400,200	22	383,900
23	295,700	83	358,000	23	339,400	83	400,700	23	385,800
24	297,300	84	358,300	24	341,200	84	401,100	24	387,700
25	298,900	85	358,700	25	343,100	85	401,500	25	389,500
26	300,500	86	359,100	26	345,000			26	391,300
27	302,000	87	359,500	27	346,800	再雇用職員	294,100	27	393,100
28	303,500	88	359,900	28	348,600			28	394,800
29	305,000	89	360,200	29	350,300			29	396,400
30	306,500	90	360,500	30	352,100			30	398,000
31	308,000	91	360,900	31	353,900			31	399,600
32	309,500	92	361,300	32	355,700			32	401,100
33	311,000	93	361,600	33	357,400			33	402,500
34	312,600	94	361,900	34	359,200			34	403,800
35	314,200	95	362,200	35	361,000			35	405,100
36	315,800	96	362,500	36	362,700			36	406,300
37	317,400	97	362,800	37	364,400			37	407,400
38	318,900	98	363,200	38	366,000			38	408,500
39	320,400	99	363,600	39	367,600			39	409,600
40	322,000	100	364,000	40	369,100			40	410,600
41	323,600	101	364,500	41	370,500			41	411,500
42	325,100	102	365,000	42	371,800			42	412,400
43	326,600	103	365,400	43	373,000			43	413,200
44	328,000	104	365,800	44	374,200			44	413,900
45	329,400	105	366,300	45	375,300			45	414,500
46	330,800			46	376,300			46	415,000
47	332,300	再雇用職員	267,900	47	377,300			47	415,500
48	333,800			48	378,300			48	415,900
49	335,200			49	379,300			49	416,300
50	336,500			50	380,300			50	416,600
51	337,700			51	381,200			51	416,900
52	338,900			52	382,100			52	417,200
53	340,000			53	382,900			53	417,500
54	341,000			54	383,700			54	417,800
55	341,900			55	384,500			55	418,100
56	342,800			56	385,300			56	418,400
57	343,600			57	386,100			57	418,800
58	344,400			58	386,800			58	419,100
59	345,200			59	387,500			59	419,400
60	345,900			60	388,200			60	419,700

号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額
	円		円		円
61	420,000	1	386,500	1	453,500
62	420,300	2	389,200	2	456,200
63	420,500	3	391,800	3	458,800
64	420,800	4	394,500	4	461,400
65	421,000	5	397,200	5	464,000
再雇用職員	336,200	6	399,800	6	466,600
		7	402,400	7	469,200
		8	404,900	8	471,800
		9	407,400	9	474,400
		10	409,800	10	476,900
		11	412,100	11	479,400
		12	414,300	12	481,700
		13	416,400	13	483,800
		14	418,400	14	485,700
		15	420,400	15	487,300
		16	422,400	16	488,700
		17	424,300	17	490,000
		18	426,200	18	491,300
		19	428,100	19	492,600
		20	430,000	20	493,900
		21	431,800	21	495,200
		22	433,500	22	496,600
		23	435,200	23	498,000
		24	436,800	24	499,400
		25	438,300	25	500,700
		26	439,800	26	502,100
		27	441,200	27	503,500
		28	442,500	28	504,800
		29	443,700	29	506,100
		30	444,900	30	507,400
		31	446,100	31	508,600
		32	447,300	32	509,700
		33	448,500	33	510,800
		34	449,600	34	511,800
		35	450,700	35	512,800
		36	451,700	36	513,800
		37	452,700	37	514,700
		38	453,600		
		39	454,400	再雇用職員	443,700
		40	455,100		
		41	455,700		
		42	456,300		
		43	456,800		
		44	457,200		
		45	457,600		
		46	458,000		
		47	458,300		
		48	458,600		
		49	458,900		
		50	459,200		
		51	459,500		
		52	459,800		
		53	460,100		
再雇用職員			379,700		

ハ 医療職基本給表（三）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	193,500	61	267,900	121	297,100	1	221,500	61	290,300	121
2	194,900	62	268,700	122	297,300	2	223,500	62	291,500	122
3	196,400	63	269,500	123	297,500	3	225,400	63	292,700	123
4	197,900	64	270,300	124	297,700	4	227,200	64	293,900	124
5	199,400	65	271,100	125	297,900	5	229,000	65	295,000	125
6	200,900	66	271,900	126	298,000	6	230,700	66	296,100	126
7	202,400	67	272,700	127	298,200	7	232,400	67	297,200	127
8	203,900	68	273,500	128	298,400	8	234,000	68	298,300	128
9	205,400	69	274,300	129	298,600	9	235,600	69	299,400	129
10	207,000	70	275,100	130	298,700	10	237,100	70	300,600	130
11	208,600	71	275,900	131	298,900	11	238,600	71	301,800	131
12	210,300	72	276,600	132	299,000	12	240,100	72	303,000	132
13	212,100	73	277,300	133	299,100	13	241,500	73	304,200	133
14	213,900	74	278,000	134	299,200	14	242,800	74	305,400	134
15	215,800	75	278,700	135	299,300	15	244,000	75	306,600	135
16	217,700	76	279,400	136	299,400	16	245,200	76	307,800	136
17	219,700	77	280,100	137	299,500	17	246,400	77	309,000	137
18	221,700	78	280,800	138	299,600	18	247,700	78	310,200	138
19	223,700	79	281,600	139	299,700	19	249,000	79	311,400	139
20	225,700	80	282,300	140	299,800	20	250,300	80	312,600	140
21	227,600	81	283,000	141	299,900	21	251,600	81	313,700	141
22	229,400	82	283,700	142	300,000	22	252,900	82	314,800	142
23	231,100	83	284,500	143	300,100	23	254,100	83	315,800	143
24	232,700	84	285,200	144	300,200	24	255,400	84	316,900	144
25	234,200	85	285,900	145	300,300	25	256,700	85	318,000	145
26	235,600	86	286,700	146	300,400	26	258,000	86	319,100	146
27	236,800	87	287,400	147	300,500	27	259,200	87	320,300	147
28	237,900	88	288,100	148	300,600	28	260,400	88	321,500	148
29	238,900	89	288,700	149	300,700	29	261,500	89	322,700	149
30	239,900	90	289,200	150	300,800	30	262,500	90	323,800	150
31	240,900	91	289,600	151	300,900	31	263,400	91	324,900	151
32	241,900	92	290,000	152	301,000	32	264,300	92	325,900	152
33	242,900	93	290,300	153	301,100	33	265,100	93	326,800	153
34	243,900	94	290,600	154	301,300	34	265,900	94	327,600	
35	245,000	95	290,900	155	301,400	35	266,700	95	328,300	再雇用職員
36	246,100	96	291,200	156	301,500	36	267,500	96	328,900	
37	247,200	97	291,500	157	301,600	37	268,300	97	329,500	
38	248,200	98	291,700	158	301,700	38	269,100	98	330,000	
39	249,200	99	292,000	159	301,800	39	269,900	99	330,500	
40	250,200	100	292,300	160	301,900	40	270,700	100	331,000	
41	251,200	101	292,600	161	302,000	41	271,400	101	331,500	
42	252,200	102	292,900	162	302,100	42	272,100	102	332,000	
43	253,200	103	293,200	163	302,200	43	272,800	103	332,500	
44	254,100	104	293,500	164	302,300	44	273,500	104	333,000	
45	254,900	105	293,700	165	302,400	45	274,200	105	333,500	
46	255,700	106	293,900	166	302,500	46	274,900	106	334,000	
47	256,500	107	294,100	167	302,600	47	275,600	107	334,500	
48	257,300	108	294,300	168	302,700	48	276,400	108	335,000	
49	258,200	109	294,600	169	302,800	49	277,200	109	335,400	
50	259,000	110	294,900			50	278,000	110	335,800	
51	259,800	111	295,100	再雇用職員	245,400	51	278,800	111	336,200	
52	260,600	112	295,300			52	279,700	112	336,500	
53	261,400	113	295,500			53	280,600	113	336,800	
54	262,200	114	295,700			54	281,600	114	337,100	
55	263,000	115	295,900			55	282,700	115	337,400	
56	263,800	116	296,100			56	283,900	116	337,700	
57	264,600	117	296,300			57	285,200	117	338,000	
58	265,400	118	296,500			58	286,500	118	338,300	
59	266,300	119	296,700			59	287,800	119	338,600	
60	267,100	120	296,900			60	289,100	120	338,900	

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額
円		円		円		円		円		円
339,200	1	264,300	61	327,400	121	374,000	1	283,500	61	353,400
339,500	2	265,600	62	328,600	122	374,500	2	284,300	62	354,500
339,800	3	266,900	63	329,800	123	375,000	3	285,100	63	355,600
340,100	4	268,100	64	331,000	124	375,400	4	285,900	64	356,800
340,400	5	269,200	65	332,200	125	375,800	5	286,700	65	358,000
340,700	6	270,200	66	333,300			6	287,500	66	359,200
341,000	7	271,200	67	334,400	再雇用職員	273,800	7	288,300	67	360,300
341,300	8	272,100	68	335,500			8	289,100	68	361,400
341,600	9	273,000	69	336,600			9	289,900	69	362,500
341,900	10	273,900	70	337,700			10	290,700	70	363,600
342,300	11	274,700	71	338,800			11	291,600	71	364,600
342,600	12	275,500	72	339,800			12	292,500	72	365,600
342,900	13	276,300	73	340,800			13	293,400	73	366,600
343,200	14	277,100	74	341,800			14	294,300	74	367,600
343,500	15	277,900	75	342,800			15	295,200	75	368,600
343,800	16	278,700	76	343,900			16	296,100	76	369,600
344,100	17	279,400	77	345,100			17	297,100	77	370,500
344,400	18	280,100	78	346,300			18	298,100	78	371,300
344,600	19	280,800	79	347,400			19	299,200	79	372,100
344,800	20	281,500	80	348,500			20	300,300	80	372,800
345,000	21	282,200	81	349,600			21	301,500	81	373,400
345,200	22	283,000	82	350,700			22	302,800	82	374,000
345,400	23	283,800	83	351,800			23	304,100	83	374,500
345,600	24	284,600	84	352,800			24	305,400	84	375,000
345,800	25	285,400	85	353,800			25	306,700	85	375,500
346,000	26	286,200	86	354,800			26	307,900	86	376,000
346,200	27	287,100	87	355,800			27	309,200	87	376,500
346,400	28	288,000	88	356,800			28	310,500	88	377,000
346,600	29	289,000	89	357,700			29	311,800	89	377,500
346,800	30	290,000	90	358,500			30	313,100	90	378,000
346,900	31	291,100	91	359,300			31	314,400	91	378,500
347,000	32	292,300	92	360,000			32	315,600	92	379,000
347,100	33	293,500	93	360,700			33	316,900	93	379,500
	34	294,700	94	361,300			34	318,200	94	380,000
266,300	35	295,900	95	361,900			35	319,500	95	380,500
	36	297,100	96	362,500			36	320,900	96	381,000
	37	298,300	97	363,000			37	322,300	97	381,500
	38	299,500	98	363,500			38	323,700	98	382,000
	39	300,700	99	364,000			39	325,100	99	382,500
	40	301,800	100	364,500			40	326,500	100	383,000
	41	302,900	101	365,000			41	327,900	101	383,500
	42	304,000	102	365,500			42	329,300	102	384,000
	43	305,200	103	365,900			43	330,700	103	384,500
	44	306,400	104	366,300			44	332,000	104	385,000
	45	307,600	105	366,700			45	333,300	105	385,500
	46	308,800	106	367,100			46	334,600	106	386,000
	47	310,000	107	367,500			47	335,900	107	386,500
	48	311,200	108	367,900			48	337,200	108	387,000
	49	312,500	109	368,300			49	338,500	109	387,500
	50	313,800	110	368,800			50	339,800	110	388,000
	51	315,100	111	369,300			51	341,100	111	388,600
	52	316,400	112	369,800			52	342,300	112	389,100
	53	317,700	113	370,300			53	343,600	113	389,600
	54	319,000	114	370,800			54	344,900		
	55	320,200	115	371,300			55	346,200	再雇用職員	284,400
	56	321,400	116	371,700			56	347,500		
	57	322,600	117	372,100			57	348,800		
	58	323,800	118	372,500			58	350,000		
	59	325,000	119	373,000			59	351,200		
	60	326,200	120	373,500			60	352,300		

号俸	5級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	305,100	61	389,700	1	344,800	61	443,300	1	389,200
2	306,600	62	390,500	2	346,900	62	443,700	2	391,900
3	308,200	63	391,300	3	348,900	63	444,100	3	394,600
4	309,700	64	392,000	4	351,000	64	444,500	4	397,200
5	311,300	65	392,700	5	353,100	65	444,900	5	399,700
6	312,800	66	393,400	6	355,200	66	445,300	6	402,000
7	314,400	67	394,100	7	357,200	67	445,700	7	404,300
8	316,000	68	394,800	8	359,200	68	446,100	8	406,600
9	317,500	69	395,500	9	361,200	69	446,500	9	408,800
10	319,100	70	396,200	10	363,200	再雇用職員	339,700	10	411,000
11	320,700	71	396,900	11	365,200			11	413,200
12	322,300	72	397,600	12	367,200			12	415,300
13	323,900	73	398,200	13	369,200			13	417,400
14	325,400	74	398,800	14	371,200			14	419,500
15	326,800	75	399,300	15	373,200			15	421,600
16	328,200	76	399,800	16	375,200			16	423,700
17	329,600	77	400,300	17	377,200			17	425,800
18	331,000	78	400,800	18	379,200			18	427,900
19	332,400	79	401,300	19	381,200			19	430,000
20	333,900	80	401,700	20	383,200			20	432,100
21	335,300	81	402,100	21	385,200			21	434,200
22	336,800	82	402,500	22	387,200			22	436,300
23	338,300	83	402,900	23	389,200			23	438,300
24	339,700	84	403,300	24	391,200			24	440,200
25	341,200	85	403,700	25	393,100			25	442,000
26	342,700	86	404,100	26	395,000			26	443,700
27	344,100	87	404,500	27	396,800			27	445,300
28	345,500	88	404,900	28	398,600			28	446,800
29	346,900	89	405,300	29	400,400			29	448,400
30	348,400	90	405,800	30	402,200			30	449,900
31	349,800	91	406,200	31	404,000			31	451,400
32	351,200	92	406,600	32	405,800			32	452,900
33	352,700	93	407,000	33	407,600			33	454,400
34	354,200			34	409,400			34	455,900
35	355,700	再雇用職員	301,300	35	411,200			35	457,400
36	357,200			36	412,900			36	458,800
37	358,700			37	414,600			37	460,200
38	360,300			38	416,300			38	461,500
39	361,900			39	418,000			39	462,700
40	363,400			40	419,700			40	463,800
41	364,900			41	421,300			41	464,800
42	366,300			42	422,900			42	465,800
43	367,700			43	424,400			43	466,800
44	369,100			44	425,800			44	467,700
45	370,500			45	427,100			45	468,500
46	371,900			46	428,300			46	469,300
47	373,300			47	429,500			47	470,000
48	374,600			48	430,700			48	470,700
49	375,900			49	431,900			49	471,400
50	377,200			50	433,100			50	472,100
51	378,500			51	434,300			51	472,800
52	379,800			52	435,500			52	473,500
53	381,100			53	436,600			53	474,300
54	382,400			54	437,700			54	475,000
55	383,700			55	438,800			55	475,800
56	384,900			56	439,800			56	476,600
57	386,000			57	440,700			57	477,400
58	387,000			58	441,500				
59	388,000			59	442,200			再雇用職員	385,400
60	388,900			60	442,800				

別表第2 事務職基本給表 (第11条第1項第2号関係)

事務職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	170,800	61	258,700	121	294,000	1	250,800	61	338,100	1
2	172,000	62	259,800	122	294,200	2	252,300	62	339,000	2
3	173,200	63	260,800	123	294,400	3	253,800	63	339,800	3
4	174,400	64	261,800	124	294,700	4	255,300	64	340,500	4
5	175,500	65	262,800	125	294,900	5	256,700	65	341,200	5
6	176,600	66	263,700	126	295,100	6	258,100	66	341,800	6
7	177,700	67	264,600	127	295,300	7	259,500	67	342,400	7
8	178,900	68	265,500	128	295,500	8	260,900	68	343,100	8
9	180,200	69	266,400	129	295,700	9	262,300	69	343,800	9
10	181,600	70	267,300	130	295,900	10	263,700	70	344,400	10
11	183,100	71	268,200	131	296,000	11	265,000	71	345,000	11
12	184,700	72	269,100	132	296,200	12	266,300	72	345,600	12
13	186,300	73	270,000	133	296,300	13	267,600	73	346,200	13
14	187,900	74	270,900	134	296,400	14	268,900	74	346,700	14
15	189,500	75	271,800	135	296,600	15	270,200	75	347,200	15
16	191,100	76	272,700	136	296,700	16	271,500	76	347,700	16
17	192,700	77	273,600	137	296,800	17	272,800	77	348,200	17
18	194,300	78	274,500	138	296,900	18	274,100	78	348,700	18
19	195,900	79	275,400	139	297,000	19	275,500	79	349,200	19
20	197,500	80	276,300	140	297,100	20	276,900	80	349,600	20
21	199,100	81	277,200	141	297,200	21	278,300	81	350,000	21
22	200,700	82	278,100	142	297,300	22	279,800	82	350,500	22
23	202,300	83	279,000	143	297,400	23	281,300	83	351,000	23
24	203,900	84	279,900	144	297,500	24	282,900	84	351,400	24
25	205,500	85	280,700	145	297,600	25	284,500	85	351,800	25
26	207,100	86	281,500	146	297,700	26	286,100	86	352,200	26
27	208,700	87	282,300	147	297,800	27	287,700	87	352,600	27
28	210,300	88	283,000	148	297,900	28	289,300	88	353,000	28
29	211,900	89	283,600	149	298,000	29	290,900	89	353,400	29
30	213,400	90	284,200	150	298,100	30	292,500	90	353,800	30
31	214,900	91	284,700	151	298,200	31	294,000	91	354,200	31
32	216,400	92	285,100	152	298,300	32	295,500	92	354,600	32
33	217,900	93	285,500	153	298,400	33	297,000	93	355,000	33
34	219,400	94	285,900	154	298,500	34	298,500	94	355,400	34
35	221,000	95	286,300	155	298,600	35	300,000	95	355,800	35
36	222,600	96	286,700	156	298,700	36	301,500	96	356,200	36
37	224,200	97	287,000	157	298,800	37	303,000	97	356,500	37
38	225,800	98	287,300			38	304,500	98	356,800	38
39	227,400	99	287,700	再雇用職員	224,700	39	306,100	99	357,200	39
40	229,000	100	288,000			40	307,700	100	357,600	40
41	230,600	101	288,400			41	309,300	101	358,000	41
42	232,100	102	288,700			42	310,900	102	358,400	42
43	233,600	103	289,100			43	312,500	103	358,800	43
44	235,100	104	289,400			44	314,000	104	359,200	44
45	236,600	105	289,700			45	315,500	105	359,600	45
46	238,100	106	290,000			46	317,000	106	360,000	46
47	239,500	107	290,400			47	318,500	107	360,400	47
48	240,900	108	290,700			48	320,000	108	360,800	48
49	242,300	109	291,000			49	321,500	109	361,200	49
50	243,700	110	291,300			50	323,000	110	361,600	50
51	245,100	111	291,600			51	324,500	111	362,000	51
52	246,500	112	291,900			52	326,000	112	362,400	52
53	248,000	113	292,200			53	327,500	113	362,800	53
54	249,400	114	292,500			54	329,000			54
55	250,800	115	292,800			55	330,600	再雇用職員	266,100	55
56	252,200	116	293,000			56	332,100			56
57	253,600	117	293,200			57	333,500			57
58	255,000	118	293,400			58	334,800			58
59	256,300	119	293,600			59	336,000			59
60	257,500	120	293,800			60	337,100			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
円		円		円		円		円		円
282,100	61	378,400	1	306,600	61	395,400	1	335,000	61	418,800
283,800	62	379,000	2	308,600	62	396,000	2	337,300	62	419,100
285,400	63	379,600	3	310,600	63	396,600	3	339,500	63	419,400
287,000	64	380,200	4	312,600	64	397,200	4	341,600	64	419,700
288,700	65	380,800	5	314,600	65	397,800	5	343,700	65	420,000
290,400	66	381,400	6	316,500	66	398,400	6	345,700	66	420,300
292,200	67	382,000	7	318,400	67	398,900	7	347,700	67	420,600
294,100	68	382,600	8	320,300	68	399,400	8	349,700	68	420,900
296,000	69	383,200	9	322,300	69	399,900	9	351,700	69	421,200
297,900	70	383,700	10	324,300	70	400,400	10	353,700	70	421,500
299,800	71	384,300	11	326,300	71	400,900	11	355,600	71	421,800
301,600	72	384,900	12	328,300	72	401,400	12	357,500	72	422,000
303,300	73	385,500	13	330,300	73	401,800	13	359,500	73	422,200
304,900	74	386,100	14	332,200	74	402,200	14	361,500	74	422,500
306,500	75	386,700	15	334,100	75	402,600	15	363,500	75	422,800
308,100	76	387,200	16	336,100	76	402,900	16	365,500	76	423,000
309,700	77	387,700	17	338,100	77	403,200	17	367,500	77	423,200
311,400	78	388,200	18	340,000	78	403,500	18	369,400	78	423,500
313,200	79	388,700	19	341,900	79	403,800	19	371,300	79	423,800
315,000	80	389,200	20	343,800	80	404,000	20	373,200	80	424,000
316,900	81	389,700	21	345,700	81	404,200	21	375,100	81	424,200
318,800	82	390,200	22	347,600	82	404,500	22	377,100	82	424,500
320,700	83	390,700	23	349,500	83	404,800	23	379,100	83	424,800
322,600	84	391,200	24	351,400	84	405,000	24	381,100	84	425,000
324,500	85	391,600	25	353,200	85	405,300	25	383,000	85	425,200
326,400	86	392,000	26	355,100	86	405,600	26	384,900		
328,400	87	392,400	27	357,000	87	405,900	27	386,800	再雇用職員	328,200
330,400	88	392,800	28	358,900	88	406,200	28	388,600		
332,300	89	393,200	29	360,700	89	406,500	29	390,400		
334,200	90	393,600	30	362,500	90	406,700	30	392,200		
336,100	91	394,000	31	364,300	91	407,000	31	393,900		
338,000	92	394,400	32	366,100	92	407,200	32	395,500		
339,900	93	394,800	33	367,900	93	407,400	33	397,100		
341,800			34	369,700			34	398,600		
343,700	再雇用職員	286,300	35	371,400	再雇用職員	301,900	35	400,100		
345,600			36	373,000			36	401,600		
347,500			37	374,500			37	403,000		
349,400			38	375,900			38	404,300		
351,400			39	377,200			39	405,500		
353,300			40	378,400			40	406,600		
355,200			41	379,500			41	407,700		
357,100			42	380,600			42	408,800		
358,900			43	381,600			43	409,900		
360,600			44	382,600			44	410,900		
362,200			45	383,600			45	411,800		
363,700			46	384,600			46	412,600		
365,100			47	385,500			47	413,300		
366,400			48	386,400			48	413,900		
367,600			49	387,200			49	414,500		
368,700			50	388,000			50	415,000		
369,800			51	388,800			51	415,500		
370,900			52	389,600			52	416,000		
372,000			53	390,300			53	416,400		
373,000			54	391,000			54	416,700		
374,000			55	391,700			55	417,000		
374,900			56	392,400			56	417,300		
375,700			57	393,000			57	417,600		
376,400			58	393,600			58	417,900		
377,100			59	394,200			59	418,200		
377,800			60	394,800			60	418,500		

号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額	号俸	8級 基本給月額
	円		円		円		円
1	378,500	61	461,200	1	424,700	1	476,000
2	380,900	再雇用職員	371,300	2	427,100	2	479,200
3	383,300			3	429,600	3	482,400
4	385,700			4	432,000	4	485,500
5	388,100			5	434,300	5	488,600
6	390,600			6	436,500	6	491,700
7	393,200			7	438,700	7	494,800
8	395,800			8	440,800	8	497,900
9	398,400			9	442,900	9	501,000
10	401,000			10	445,000	10	504,100
11	403,500			11	447,000	11	507,100
12	406,000			12	449,000	12	510,000
13	408,500			13	451,000	13	512,800
14	410,900			14	452,900	14	515,500
15	413,200			15	454,800	15	517,900
16	415,400			16	456,700	16	520,100
17	417,500			17	458,600	17	522,100
18	419,500			18	460,400	18	523,800
19	421,400			19	462,200	19	525,300
20	423,200			20	464,000	20	526,700
21	425,000			21	465,700	21	528,100
22	426,800			22	467,400	22	529,400
23	428,600			23	469,000	23	530,700
24	430,400			24	470,500	24	532,000
25	432,100			25	471,900	25	533,300
26	433,700			26	473,200	26	534,500
27	435,200			27	474,400	27	535,700
28	436,700			28	475,500	28	536,800
29	438,200			29	476,500	29	537,800
30	439,600			30	477,400	30	538,800
31	440,900			31	478,200	31	539,700
32	442,200			32	478,900	32	540,500
33	443,500			33	479,600	33	541,300
34	444,800			34	480,300	34	542,100
35	446,000			35	481,000	35	542,900
36	447,200			36	481,600	36	543,700
37	448,300			37	482,200	37	544,400
38	449,200			38	482,800	38	545,100
39	450,100			39	483,400	39	545,700
40	451,000			40	484,000	40	546,200
41	451,800			41	484,500	41	546,700
42	452,600			42	485,000		
43	453,300			43	485,400	再雇用職員	458,500
44	454,000			44	485,700		
45	454,700			45	486,000		
46	455,400						
47	456,000			再雇用職員	405,500		
48	456,600						
49	457,100						
50	457,500						
51	457,900						
52	458,300						
53	458,700						
54	459,100						
55	459,400						
56	459,700						
57	460,000						
58	460,300						
59	460,600						
60	460,900						

別表第2の2 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第2号の2関係）

診療情報管理職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	170,800	61	258,600	121	294,200	1	250,800	61	337,400	1
2	172,000	62	259,600	122	294,400	2	252,300	62	338,400	2
3	173,200	63	260,600	123	294,600	3	253,800	63	339,400	3
4	174,400	64	261,500	124	294,900	4	255,300	64	340,300	4
5	175,500	65	262,400	125	295,100	5	256,800	65	341,100	5
6	176,600	66	263,300	126	295,300	6	258,200	66	341,800	6
7	177,700	67	264,200	127	295,500	7	259,600	67	342,500	7
8	178,800	68	265,100	128	295,700	8	261,000	68	343,200	8
9	180,000	69	266,100	129	295,800	9	262,400	69	343,900	9
10	181,300	70	267,100	130	295,900	10	263,800	70	344,500	10
11	182,600	71	268,200	131	296,000	11	265,200	71	345,100	11
12	183,900	72	269,300	132	296,100	12	266,500	72	345,700	12
13	185,200	73	270,400	133	296,200	13	267,800	73	346,300	13
14	186,600	74	271,500	134	296,300	14	269,100	74	346,800	14
15	188,000	75	272,600	135	296,400	15	270,300	75	347,300	15
16	189,500	76	273,700	136	296,500	16	271,500	76	347,800	16
17	191,000	77	274,800	137	296,600	17	272,800	77	348,300	17
18	192,500	78	275,900	138	296,700	18	274,100	78	348,800	18
19	194,000	79	277,000	139	296,800	19	275,500	79	349,200	19
20	195,600	80	278,100	140	296,900	20	276,900	80	349,600	20
21	197,300	81	279,100	141	297,000	21	278,400	81	350,000	21
22	199,100	82	280,100	142	297,100	22	279,900	82	350,500	22
23	201,000	83	281,000	143	297,200	23	281,400	83	351,000	23
24	202,900	84	281,800	144	297,300	24	283,000	84	351,500	24
25	204,800	85	282,500	145	297,400	25	284,600	85	351,900	25
26	206,600	86	283,100	146	297,500	26	286,200	86	352,300	26
27	208,400	87	283,500	147	297,600	27	287,800	87	352,700	27
28	210,100	88	283,800	148	297,700	28	289,400	88	353,100	28
29	211,700	89	284,100	149	297,800	29	290,900	89	353,500	29
30	213,300	90	284,400	150	297,900	30	292,400	90	353,900	30
31	214,800	91	284,700	151	298,000	31	293,900	91	354,300	31
32	216,300	92	285,100	152	298,100	32	295,400	92	354,700	32
33	217,800	93	285,500	153	298,300	33	296,900	93	355,100	33
34	219,400	94	285,900	154	298,500	34	298,400	94	355,500	34
35	221,000	95	286,300	155	298,600	35	299,900	95	355,900	35
36	222,600	96	286,600	156	298,700	36	301,400	96	356,200	36
37	224,200	97	286,900	157	298,800	37	302,900	97	356,500	37
38	225,900	98	287,300			38	304,500	98	356,800	38
39	227,600	99	287,700	再雇用職員	224,700	39	306,100	99	357,200	39
40	229,200	100	288,100			40	307,700	100	357,600	40
41	230,700	101	288,400			41	309,300	101	358,000	41
42	232,200	102	288,800			42	310,900	102	358,400	42
43	233,700	103	289,100			43	312,400	103	358,800	43
44	235,100	104	289,500			44	314,000	104	359,200	44
45	236,500	105	289,800			45	315,600	105	359,600	45
46	237,900	106	290,100			46	317,200	106	360,000	46
47	239,400	107	290,500			47	318,800	107	360,400	47
48	240,900	108	290,800			48	320,300	108	360,800	48
49	242,400	109	291,200			49	321,800	109	361,200	49
50	243,900	110	291,500			50	323,300	110	361,600	50
51	245,400	111	291,800			51	324,700	111	362,000	51
52	246,800	112	292,100			52	326,100	112	362,400	52
53	248,200	113	292,400			53	327,500	113	362,800	53
54	249,600	114	292,700			54	328,900			54
55	251,000	115	292,900			55	330,300	再雇用職員	266,100	55
56	252,400	116	293,100			56	331,600			56
57	253,800	117	293,300			57	332,900			57
58	255,100	118	293,600			58	334,100			58
59	256,300	119	293,800			59	335,300			59
60	257,500	120	294,000			60	336,400			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
282,100	61	378,300
283,800	62	378,900
285,500	63	379,500
287,200	64	380,100
288,900	65	380,700
290,600	66	381,300
292,300	67	381,900
294,100	68	382,500
295,900	69	383,100
297,700	70	383,700
299,500	71	384,300
301,300	72	384,900
303,000	73	385,500
304,700	74	386,000
306,400	75	386,600
308,200	76	387,100
309,900	77	387,600
311,600	78	388,100
313,400	79	388,700
315,200	80	389,200
317,000	81	389,800
318,900	82	390,300
320,800	83	390,800
322,700	84	391,200
324,500	85	391,600
326,400	86	392,000
328,300	87	392,400
330,200	88	392,800
332,100	89	393,200
334,000	90	393,600
335,900	91	394,000
337,900	92	394,400
339,900	93	394,800
341,900		
343,800	再雇用職員	286,300
345,700		
347,600		
349,500		
351,400		
353,300		
355,200		
357,000		
358,800		
360,500		
362,100		
363,700		
365,200		
366,600		
367,900		
369,100		
370,200		
371,200		
372,100		
373,000		
373,900		
374,800		
375,600		
376,400		
377,100		
377,700		

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

技能職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	155,000	61	228,700	121	256,400	1	230,100	61	287,500	121
2	156,100	62	229,500	122	256,700	2	231,100	62	288,300	122
3	157,200	63	230,300	123	257,000	3	232,200	63	289,100	123
4	158,300	64	231,000	124	257,200	4	233,300	64	289,900	124
5	159,400	65	231,700	125	257,400	5	234,400	65	290,700	125
6	160,500	66	232,400	126	257,600	6	235,500	66	291,500	126
7	161,700	67	233,100	127	257,900	7	236,600	67	292,300	127
8	162,800	68	233,800	128	258,200	8	237,700	68	293,100	128
9	163,900	69	234,500	129	258,400	9	238,800	69	293,900	129
10	165,000	70	235,300	130	258,600	10	239,900	70	294,600	130
11	166,100	71	236,000	131	258,800	11	241,000	71	295,300	131
12	167,200	72	236,700	132	259,000	12	242,100	72	296,000	132
13	168,300	73	237,400	133	259,200	13	243,100	73	296,700	133
14	169,400	74	238,100	134	259,400	14	244,100	74	297,400	
15	170,600	75	238,800	135	259,600	15	245,100	75	298,100	再雇用職員
16	171,800	76	239,500	136	259,800	16	246,100	76	298,800	
17	173,000	77	240,200	137	259,900	17	247,100	77	299,400	
18	174,300	78	240,900	138	260,100	18	248,100	78	299,900	
19	175,600	79	241,800	139	260,300	19	249,100	79	300,400	
20	176,800	80	242,700	140	260,500	20	250,100	80	300,800	
21	178,000	81	243,500	141	260,700	21	251,200	81	301,200	
22	179,200	82	244,300	142	260,900	22	252,200	82	301,600	
23	180,400	83	245,100	143	261,100	23	253,300	83	302,100	
24	181,700	84	245,900	144	261,300	24	254,300	84	302,500	
25	183,000	85	246,700	145	261,500	25	255,300	85	302,900	
26	184,400	86	247,500	146	261,600	26	256,300	86	303,400	
27	185,800	87	248,300	147	261,800	27	257,300	87	303,900	
28	187,200	88	249,000	148	261,900	28	258,300	88	304,400	
29	188,700	89	249,600	149	262,000	29	259,300	89	304,900	
30	190,200	90	250,200	150	262,100	30	260,300	90	305,300	
31	191,700	91	250,700	151	262,200	31	261,300	91	305,800	
32	193,300	92	251,300	152	262,300	32	262,300	92	306,300	
33	194,900	93	251,700	153	262,400	33	263,300	93	306,800	
34	196,500	94	252,000	154	262,600	34	264,300	94	307,200	
35	198,100	95	252,300	155	262,700	35	265,300	95	307,600	
36	199,800	96	252,400	156	262,800	36	266,200	96	308,000	
37	201,500	97	252,500	157	262,900	37	267,100	97	308,400	
38	203,200	98	252,600	158	263,000	38	268,000	98	308,800	
39	204,900	99	252,800	159	263,200	39	268,900	99	309,200	
40	206,600	100	252,900	160	263,300	40	269,800	100	309,600	
41	208,200	101	253,100	161	263,500	41	270,600	101	310,000	
42	209,700	102	253,300	162	263,600	42	271,500	102	310,400	
43	211,200	103	253,500	163	263,700	43	272,400	103	310,800	
44	212,600	104	253,600	164	263,800	44	273,300	104	311,200	
45	213,900	105	253,700	165	264,000	45	274,200	105	311,500	
46	215,000	106	253,800	166	264,100	46	275,100	106	311,800	
47	216,100	107	253,900	167	264,200	47	276,000	107	312,200	
48	217,100	108	254,000	168	264,300	48	276,900	108	312,600	
49	218,100	109	254,100	169	264,400	49	277,700	109	313,000	
50	219,100	110	254,200	170	264,500	50	278,500	110	313,300	
51	220,100	111	254,400	171	264,600	51	279,300	111	313,600	
52	221,100	112	254,600	172	264,700	52	280,100	112	314,000	
53	222,000	113	254,800	173	264,800	53	280,900	113	314,300	
54	222,900	114	255,000	174	264,900	54	281,700	114	314,600	
55	223,800	115	255,200	175	265,000	55	282,500	115	314,900	
56	224,700	116	255,400	176	265,100	56	283,300	116	315,100	
57	225,600	117	255,600	177	265,300	57	284,200	117	315,300	
58	226,400	118	255,800			58	285,100	118	315,600	
59	227,200	119	256,000	再雇用職員	214,000	59	285,900	119	315,900	
60	228,000	120	256,200			60	286,700	120	316,100	

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円		円
316,300	1	270,700	61	318,000
316,600	2	271,800	62	318,600
316,900	3	272,800	63	319,200
317,100	4	273,800	64	319,800
317,300	5	274,800	65	320,400
317,600	6	275,800	66	321,000
317,900	7	276,700	67	321,500
318,200	8	277,500	68	322,000
318,400	9	278,300	69	322,500
318,700	10	279,100	70	323,000
319,000	11	279,900	71	323,500
319,200	12	280,700	72	324,000
319,400	13	281,500	73	324,500
	14	282,300	74	324,900
232,900	15	283,100	75	325,300
	16	283,900	76	325,700
	17	284,700	77	326,000
	18	285,500	78	326,300
	19	286,300	79	326,600
	20	287,100	80	326,900
	21	287,900	81	327,200
	22	288,700	82	327,500
	23	289,400	83	327,800
	24	290,100	84	328,100
	25	290,800	85	328,400
	26	291,500	86	328,700
	27	292,200	87	329,000
	28	292,900	88	329,300
	29	293,600	89	329,600
	30	294,400	90	329,800
	31	295,200	91	330,100
	32	296,000	92	330,400
	33	296,800	93	330,600
	34	297,600	94	330,900
	35	298,400	95	331,200
	36	299,200	96	331,400
	37	300,000	97	331,600
	38	300,800	98	331,900
	39	301,600	99	332,200
	40	302,400	100	332,400
	41	303,200	101	332,600
	42	304,100		
	43	305,000	再雇用職員	254,500
	44	305,800		
	45	306,600		
	46	307,400		
	47	308,200		
	48	309,000		
	49	309,700		
	50	310,400		
	51	311,100		
	52	311,800		
	53	312,500		
	54	313,200		
	55	313,900		
	56	314,600		
	57	315,200		
	58	315,900		
	59	316,600		
	60	317,300		

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

教育職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	245,800	61	366,800	121	423,000	1	272,200	61	385,000	1
2	247,700	62	368,300	122	423,500	2	274,100	62	386,400	2
3	249,600	63	369,800	123	424,000	3	276,100	63	387,800	3
4	251,500	64	371,200	124	424,500	4	278,100	64	389,100	4
5	253,400	65	372,600	125	425,000	5	280,100	65	390,400	5
6	255,300	66	373,900	126	425,600	6	282,200	66	391,700	6
7	257,200	67	375,200	127	426,100	7	284,300	67	392,900	7
8	259,200	68	376,500	128	426,600	8	286,400	68	394,100	8
9	261,200	69	377,800	129	427,100	9	288,600	69	395,300	9
10	263,300	70	379,100			10	290,900	70	396,600	10
11	265,400	71	380,400	再雇用職員	305,500	11	293,200	71	397,900	11
12	267,500	72	381,700			12	295,500	72	399,100	12
13	269,700	73	382,900			13	297,800	73	400,400	13
14	272,000	74	384,100			14	300,100	74	401,700	14
15	274,300	75	385,300			15	302,300	75	402,900	15
16	276,600	76	386,500			16	304,400	76	404,100	16
17	279,000	77	387,700			17	306,500	77	405,300	17
18	281,400	78	388,800			18	308,500	78	406,500	18
19	283,900	79	389,900			19	310,500	79	407,700	19
20	286,500	80	391,000			20	312,500	80	408,900	20
21	289,100	81	392,100			21	314,500	81	410,000	21
22	291,700	82	393,200			22	316,500	82	411,000	22
23	294,300	83	394,300			23	318,400	83	412,000	23
24	296,900	84	395,300			24	320,300	84	413,000	24
25	299,500	85	396,300			25	322,200	85	414,000	25
26	302,100	86	397,300			26	324,100	86	415,000	26
27	304,600	87	398,300			27	326,000	87	416,000	27
28	307,000	88	399,300			28	327,800	88	417,000	28
29	309,300	89	400,200			29	329,700	89	418,000	29
30	311,500	90	401,100			30	331,600	90	419,000	30
31	313,700	91	402,000			31	333,500	91	419,900	31
32	315,800	92	402,900			32	335,400	92	420,800	32
33	317,800	93	403,800			33	337,300	93	421,700	33
34	319,800	94	404,700			34	339,200	94	422,600	34
35	321,700	95	405,600			35	341,000	95	423,400	35
36	323,500	96	406,400			36	342,800	96	424,200	36
37	325,300	97	407,200			37	344,700	97	425,000	37
38	327,100	98	408,000			38	346,600	98	425,700	38
39	328,900	99	408,800			39	348,600	99	426,300	39
40	330,600	100	409,600			40	350,600	100	426,800	40
41	332,300	101	410,400			41	352,600	101	427,300	41
42	334,000	102	411,200			42	354,600	102	427,800	42
43	335,800	103	412,000			43	356,600	103	428,300	43
44	337,600	104	412,800			44	358,600	104	428,700	44
45	339,400	105	413,500			45	360,600	105	429,100	45
46	341,200	106	414,200			46	362,500	106	429,500	46
47	343,100	107	414,900			47	364,300	107	429,900	47
48	345,000	108	415,600			48	366,100	108	430,200	48
49	346,900	109	416,200			49	367,900	109	430,500	49
50	348,800	110	416,800			50	369,600	110	430,800	50
51	350,700	111	417,400			51	371,200	111	431,100	51
52	352,500	112	418,000			52	372,700	112	431,300	52
53	354,200	113	418,600			53	374,100	113	431,500	53
54	355,800	114	419,200			54	375,500	114	431,800	54
55	357,400	115	419,800			55	376,900	115	432,000	55
56	359,000	116	420,400			56	378,300	116	432,200	56
57	360,600	117	421,000			57	379,600	117	432,300	57
58	362,200	118	421,500			58	380,900			58
59	363,800	119	422,000			59	382,200	再雇用職員	309,300	59
60	365,300	120	422,500			60	383,600			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
302,500	61	423,800
305,100	62	425,200
307,600	63	426,600
310,100	64	427,900
312,500	65	429,200
314,900	66	430,400
317,300	67	431,600
319,600	68	432,800
321,900	69	433,900
324,200	70	434,900
326,600	71	435,800
328,900	72	436,700
331,200	73	437,500
333,400	74	438,300
335,600	75	439,100
337,800	76	440,000
340,000	77	440,900
342,200	78	441,800
344,400	79	442,700
346,600	80	443,600
348,800	81	444,500
351,100	82	445,400
353,500	83	446,300
356,000	84	447,100
358,500	85	447,900
361,100	86	448,700
363,600	87	449,500
366,100	88	450,300
368,500	89	451,000
370,900	90	451,700
373,200	91	452,300
375,400	92	452,800
377,500	93	453,300
379,500	94	453,800
381,300	95	454,200
383,000	96	454,600
384,700	97	454,900
386,500	98	455,200
388,300	99	455,500
390,100	100	455,800
391,900	101	456,100
393,700		
395,500	再雇用職員	323,700
397,300		
399,100		
400,900		
402,700		
404,400		
406,100		
407,700		
409,300		
410,900		
412,500		
414,000		
415,500		
416,900		
418,300		
419,600		
421,000		
422,400		

別表第5 福祉職基本給表（第11条第1項第5号関係）

福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	
1	186,300	61	272,300	121	333,100	1	275,200	61	347,100	1
2	187,500	62	273,500	122	333,400	2	276,600	62	347,500	2
3	188,700	63	274,700	123	333,700	3	278,000	63	347,900	3
4	189,900	64	275,900	124	334,000	4	279,300	64	348,300	4
5	191,100	65	277,100	125	334,300	5	280,600	65	348,700	5
6	192,400	66	278,200	126	334,600	6	281,900	66	349,100	6
7	193,700	67	279,300	127	334,900	7	283,100	67	349,600	7
8	195,000	68	280,400	128	335,200	8	284,300	68	350,000	8
9	196,400	69	281,500	129	335,500	9	285,500	69	350,500	9
10	197,800	70	282,600	130	335,900	10	286,600	70	350,900	10
11	199,200	71	283,800	131	336,300	11	287,600	71	351,300	11
12	200,600	72	284,900	132	336,700	12	288,600	72	351,700	12
13	202,000	73	286,100	133	337,100	13	289,700	73	352,100	13
14	203,400	74	287,300	134	337,400	14	290,900	74	352,500	14
15	204,800	75	288,600	135	337,700	15	292,200	75	352,900	15
16	206,200	76	289,900	136	338,000	16	293,600	76	353,300	16
17	207,600	77	291,200	137	338,300	17	295,100	77	353,700	17
18	209,000	78	292,500	138	338,600	18	296,600	78	354,100	18
19	210,400	79	293,800	139	338,900	19	298,000	79	354,500	19
20	211,800	80	295,200	140	339,300	20	299,400	80	354,900	20
21	213,200	81	296,600	141	339,700	21	300,900	81	355,300	21
22	214,600	82	298,000	142	340,000	22	302,400	82	355,600	22
23	216,000	83	299,400	143	340,300	23	303,800	83	356,000	23
24	217,400	84	300,800	144	340,600	24	305,200	84	356,400	24
25	218,800	85	302,100	145	340,900	25	306,600	85	356,800	25
26	220,200	86	303,300	146	341,200	26	308,100	86	357,200	26
27	221,600	87	304,500	147	341,500	27	309,600	87	357,600	27
28	223,000	88	305,700	148	341,800	28	311,100	88	358,000	28
29	224,400	89	306,900	149	342,000	29	312,600	89	358,300	29
30	225,900	90	308,100	150	342,200	30	314,000	90	358,700	30
31	227,400	91	309,300	151	342,300	31	315,300	91	359,100	31
32	228,900	92	310,400	152	342,400	32	316,600	92	359,400	32
33	230,400	93	311,500	153	342,500	33	318,000	93	359,700	33
34	232,000	94	312,600			34	319,300			34
35	233,600	95	313,700	再雇用職員	251,400	35	320,600	再雇用職員	266,200	35
36	235,200	96	314,800			36	321,900			36
37	236,900	97	315,900			37	323,300			37
38	238,600	98	317,000			38	324,600			38
39	240,200	99	318,100			39	326,000			39
40	241,800	100	319,200			40	327,400			40
41	243,400	101	320,300			41	328,800			41
42	245,000	102	321,400			42	330,100			42
43	246,600	103	322,500			43	331,400			43
44	248,200	104	323,600			44	332,700			44
45	249,800	105	324,600			45	334,100			45
46	251,400	106	325,500			46	335,400			46
47	253,000	107	326,400			47	336,600			47
48	254,600	108	327,200			48	337,700			48
49	256,100	109	328,000			49	338,800			49
50	257,600	110	328,700			50	339,800			50
51	259,000	111	329,300			51	340,700			51
52	260,400	112	329,800			52	341,500			52
53	261,800	113	330,300			53	342,300			53
54	263,200	114	330,700			54	343,100			54
55	264,500	115	331,100			55	343,800			55
56	265,800	116	331,500			56	344,500			56
57	267,100	117	331,800			57	345,200			57
58	268,400	118	332,100			58	345,800			58
59	269,700	119	332,500			59	346,300			59
60	271,000	120	332,800			60	346,700			60

3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円		円
296,100	61	390,600
297,600	62	391,300
299,200	63	392,000
300,700	64	392,600
302,300	65	393,100
304,000	66	393,600
305,700	67	394,200
307,400	68	394,800
309,200	69	395,400
311,000	70	396,000
312,800	71	396,600
314,600	72	397,200
316,400	73	397,700
318,300	74	398,200
320,200	75	398,800
322,100	76	399,300
324,000	77	399,800
325,800	78	400,300
327,600	79	400,900
329,400	80	401,400
331,300	81	401,900
333,200	82	402,400
335,100	83	402,800
337,000	84	403,100
338,900	85	403,400
340,800	86	403,700
342,700	87	403,900
344,600	88	404,100
346,500	89	404,400
348,400	90	404,600
350,300	91	404,900
352,200	92	405,100
354,100	93	405,300
356,000		
357,800	再雇用職員	300,600
359,600		
361,400		
363,200		
365,000		
366,700		
368,400		
370,100		
371,800		
373,500		
375,100		
376,600		
378,000		
379,300		
380,500		
381,600		
382,600		
383,500		
384,300		
385,100		
385,900		
386,600		
387,400		
388,200		
389,000		
389,800		

別表第5の2 介護福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

介護福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸
	円		円		円		円		円	121
1	186,300	61	252,200	121	285,600	1	233,900	61	311,400	再雇用職員
2	187,600	62	252,800	122	285,800	2	235,600	62	312,800	
3	188,800	63	253,500	123	286,100	3	237,400	63	314,100	
4	190,000	64	254,200	124	286,400	4	239,100	64	315,300	
5	191,200	65	254,800	125	286,700	5	240,800	65	316,400	
6	192,400	66	255,400	126	287,000	6	242,400	66	317,500	
7	193,700	67	256,000	127	287,400	7	244,000	67	318,600	
8	195,000	68	256,700	128	287,700	8	245,600	68	319,700	
9	196,400	69	257,400	129	288,000	9	247,200	69	320,800	
10	197,800	70	258,200	130	288,300	10	248,700	70	321,900	
11	199,200	71	259,000	131	288,600	11	250,100	71	322,900	
12	200,600	72	259,800	132	288,900	12	251,400	72	323,900	
13	202,000	73	260,600	133	289,200	13	252,600	73	324,900	
14	203,400	74	261,300	134	289,500	14	253,800	74	325,800	
15	204,700	75	262,000	135	289,800	15	254,900	75	326,600	
16	206,000	76	262,700	136	290,100	16	256,000	76	327,300	
17	207,300	77	263,500	137	290,400	17	257,100	77	328,000	
18	208,600	78	264,200	138	290,700	18	258,200	78	328,600	
19	209,900	79	264,900	139	291,000	19	259,300	79	329,200	
20	211,200	80	265,600	140	291,300	20	260,400	80	329,700	
21	212,600	81	266,300	141	291,500	21	261,500	81	330,100	
22	214,100	82	267,000	142	291,700	22	262,600	82	330,500	
23	215,600	83	267,700	143	291,900	23	263,800	83	330,900	
24	217,100	84	268,400	144	292,200	24	265,000	84	331,300	
25	218,600	85	269,100	145	292,500	25	266,300	85	331,700	
26	220,000	86	269,800	146	292,800	26	267,700	86	332,100	
27	221,400	87	270,500	147	293,100	27	269,200	87	332,500	
28	222,800	88	271,200	148	293,400	28	270,700	88	332,800	
29	224,200	89	271,800	149	293,700	29	272,200	89	333,100	
30	225,500	90	272,400	150	293,900	30	273,600	90	333,400	
31	226,800	91	273,000	151	294,200	31	274,900	91	333,700	
32	228,100	92	273,600	152	294,400	32	276,100	92	334,000	
33	229,300	93	274,200	153	294,700	33	277,200	93	334,300	
34	230,500	94	274,800	再雇用職員	234,100	34	278,300	94	334,600	
35	231,600	95	275,400			35	279,400	95	334,900	
36	232,700	96	276,000			36	280,500	96	335,300	
37	233,700	97	276,600			37	281,600	97	335,700	
38	234,700	98	277,200	38	282,700	98	336,000			
39	235,700	99	277,700	39	283,800	99	336,400			
40	236,600	100	278,200	40	285,000	100	336,700			
41	237,500	101	278,700	41	286,200	101	337,000			
42	238,300	102	279,100	42	287,500	102	337,300			
43	239,100	103	279,500	43	288,800	103	337,600			
44	239,900	104	279,900	44	290,100	104	337,900			
45	240,700	105	280,300	45	291,400	105	338,200			
46	241,500	106	280,700	46	292,700	106	338,500			
47	242,300	107	281,100	47	294,000	107	338,900			
48	243,100	108	281,500	48	295,300	108	339,300			
49	243,800	109	281,900	49	296,600	109	339,700			
50	244,500	110	282,300	50	297,900	110	340,100			
51	245,200	111	282,700	51	299,200	111	340,400			
52	245,900	112	283,000	52	300,500	112	340,700			
53	246,600	113	283,300	53	301,700	113	341,000			
54	247,400	114	283,600	54	302,800	114	341,300			
55	248,100	115	283,900	55	303,900	115	341,600			
56	248,800	116	284,200	56	305,000	116	341,900			
57	249,500	117	284,500	57	306,200	117	342,200			
58	250,200	118	284,800	58	307,400	118	342,500			
59	250,900	119	285,100	59	308,700	119	342,800			
60	251,600	120	285,400	60	310,000	120	343,100			

2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
円 343,300	1	円 275,200	61	円 347,200
	2	276,700	62	347,600
	3	278,100	63	348,000
251,400	4	279,400	64	348,400
	5	280,700	65	348,800
	6	282,000	66	349,200
	7	283,200	67	349,700
	8	284,400	68	350,100
	9	285,600	69	350,500
	10	286,700	70	350,900
	11	287,700	71	351,300
	12	288,800	72	351,700
	13	289,900	73	352,100
	14	291,000	74	352,500
	15	292,200	75	352,900
	16	293,500	76	353,300
	17	294,900	77	353,700
	18	296,400	78	354,100
	19	297,900	79	354,500
	20	299,400	80	354,900
	21	300,900	81	355,300
	22	302,400	82	355,700
	23	303,800	83	356,100
	24	305,200	84	356,500
	25	306,600	85	356,800
	26	308,000	86	357,200
	27	309,400	87	357,500
	28	310,800	88	357,900
	29	312,200	89	358,300
	30	313,600	90	358,700
	31	314,900	91	359,100
	32	316,200	92	359,400
	33	317,500	93	359,700
	34	318,800		
	35	320,200	再雇用職員	266,200
	36	321,600		
	37	323,000		
	38	324,400		
	39	325,900		
	40	327,400		
	41	328,900		
	42	330,300		
	43	331,700		
	44	333,000		
	45	334,300		
	46	335,500		
	47	336,700		
	48	337,800		
	49	338,900		
	50	339,900		
	51	340,800		
	52	341,700		
	53	342,500		
	54	343,300		
	55	344,000		
	56	344,600		
	57	345,200		
	58	345,800		
	59	346,300		
	60	346,800		

別表第6 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

療養介助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	186,400	61	239,300	121	245,200	1	235,900	61	264,600
2	187,900	62	239,600	122	245,250	2	236,600	62	264,700
3	189,300	63	239,900	123	245,300	3	237,300	63	264,800
4	190,700	64	240,100	124	245,350	4	238,000	64	264,900
5	192,100	65	240,200	125	245,400	5	238,700	65	265,100
6	193,500	66	240,300	126	245,450	6	239,500	66	265,300
7	194,900	67	240,400	127	245,500	7	240,300	67	265,500
8	196,300	68	240,500	128	245,550	8	241,100	68	265,700
9	197,700	69	240,600	129	245,600	9	241,900	69	265,900
10	199,100	70	240,700	130	245,650	10	242,700	70	266,100
11	200,500	71	240,800	131	245,700	11	243,400	71	266,300
12	201,800	72	240,900	132	245,750	12	244,100	72	266,500
13	203,100	73	241,000	133	245,800	13	244,800	73	266,700
14	204,400	74	241,100	134	245,850	14	245,400	74	266,900
15	205,700	75	241,200	135	245,900	15	245,900	75	267,100
16	206,900	76	241,250	136	245,950	16	246,400	76	267,200
17	208,100	77	241,300	137	246,000	17	246,900	77	267,300
18	209,300	78	241,400	138	246,050	18	247,300	78	267,400
19	210,500	79	241,500	139	246,100	19	247,700	79	267,500
20	211,700	80	241,600	140	246,150	20	248,200	80	267,600
21	212,900	81	241,700	141	246,200	21	248,700	81	267,700
22	214,100	82	241,750	142	246,250	22	249,200	82	267,800
23	215,200	83	241,800	143	246,300	23	249,700	83	267,900
24	216,300	84	241,900	144	246,350	24	250,200	84	268,000
25	217,400	85	242,000	145	246,400	25	250,800	85	268,100
26	218,500	86	242,050	146	246,450	26	251,400	86	268,200
27	219,600	87	242,100	147	246,500	27	252,000	87	268,400
28	220,700	88	242,200	148	246,550	28	252,600	88	268,500
29	221,700	89	242,250	149	246,600	29	253,200	89	268,600
30	222,700	90	242,300			30	253,700	90	268,800
31	223,700	91	242,400	再雇用職員	216,900	31	254,200	91	269,000
32	224,600	92	242,500			32	254,700	92	269,100
33	225,500	93	242,600			33	255,200	93	269,300
34	226,400	94	242,700			34	255,700	94	269,400
35	227,300	95	242,800			35	256,100	95	269,600
36	228,200	96	242,900			36	256,500	96	269,800
37	229,000	97	243,000			37	256,900	97	269,900
38	229,700	98	243,100			38	257,300	98	270,100
39	230,400	99	243,200			39	257,700	99	270,300
40	231,100	100	243,300			40	258,100	100	270,500
41	231,800	101	243,400			41	258,500	101	270,600
42	232,400	102	243,500			42	258,800	102	270,800
43	233,000	103	243,600			43	259,200	103	271,000
44	233,500	104	243,700			44	259,600	104	271,100
45	234,000	105	243,800			45	260,000	105	271,200
46	234,400	106	243,900			46	260,400	106	271,400
47	234,800	107	244,000			47	260,800	107	271,600
48	235,200	108	244,100			48	261,200	108	271,700
49	235,500	109	244,200			49	261,600	109	271,800
50	235,800	110	244,300			50	262,000		
51	236,100	111	244,400			51	262,400	再雇用職員	235,900
52	236,400	112	244,500			52	262,700		
53	236,700	113	244,600			53	263,000		
54	237,000	114	244,700			54	263,300		
55	237,400	115	244,800			55	263,500		
56	237,700	116	244,900			56	263,700		
57	238,000	117	245,000			57	263,900		
58	238,400	118	245,050			58	264,100		
59	238,700	119	245,100			59	264,300		
60	239,000	120	245,150			60	264,500		

別表第6の2 医師事務作業補助職基本給表（第11条第1項第8号関係）

医師事務作業補助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	186,400	61	239,300	121	245,200	1	235,900	61	264,600
2	187,900	62	239,600	122	245,250	2	236,600	62	264,700
3	189,300	63	239,900	123	245,300	3	237,300	63	264,800
4	190,700	64	240,100	124	245,350	4	238,000	64	264,900
5	192,100	65	240,200	125	245,400	5	238,700	65	265,100
6	193,500	66	240,300	126	245,450	6	239,500	66	265,300
7	194,900	67	240,400	127	245,500	7	240,300	67	265,500
8	196,300	68	240,500	128	245,550	8	241,100	68	265,700
9	197,700	69	240,600	129	245,600	9	241,900	69	265,900
10	199,100	70	240,700	130	245,650	10	242,700	70	266,100
11	200,500	71	240,800	131	245,700	11	243,400	71	266,300
12	201,800	72	240,900	132	245,750	12	244,100	72	266,500
13	203,100	73	241,000	133	245,800	13	244,800	73	266,700
14	204,400	74	241,100	134	245,850	14	245,400	74	266,900
15	205,700	75	241,200	135	245,900	15	245,900	75	267,100
16	206,900	76	241,250	136	245,950	16	246,400	76	267,200
17	208,100	77	241,300	137	246,000	17	246,900	77	267,300
18	209,300	78	241,400	138	246,050	18	247,300	78	267,400
19	210,500	79	241,500	139	246,100	19	247,700	79	267,500
20	211,700	80	241,600	140	246,150	20	248,200	80	267,600
21	212,900	81	241,700	141	246,200	21	248,700	81	267,700
22	214,100	82	241,750	142	246,250	22	249,200	82	267,800
23	215,200	83	241,800	143	246,300	23	249,700	83	267,900
24	216,300	84	241,900	144	246,350	24	250,200	84	268,000
25	217,400	85	242,000	145	246,400	25	250,800	85	268,100
26	218,500	86	242,050	146	246,450	26	251,400	86	268,200
27	219,600	87	242,100	147	246,500	27	252,000	87	268,400
28	220,700	88	242,200	148	246,550	28	252,600	88	268,500
29	221,700	89	242,250	149	246,600	29	253,200	89	268,600
30	222,700	90	242,300			30	253,700	90	268,800
31	223,700	91	242,400	再雇用職員	216,900	31	254,200	91	269,000
32	224,600	92	242,500			32	254,700	92	269,100
33	225,500	93	242,600			33	255,200	93	269,300
34	226,400	94	242,700			34	255,700	94	269,400
35	227,300	95	242,800			35	256,100	95	269,600
36	228,200	96	242,900			36	256,500	96	269,800
37	229,000	97	243,000			37	256,900	97	269,900
38	229,700	98	243,100			38	257,300	98	270,100
39	230,400	99	243,200			39	257,700	99	270,300
40	231,100	100	243,300			40	258,100	100	270,500
41	231,800	101	243,400			41	258,500	101	270,600
42	232,400	102	243,500			42	258,800	102	270,800
43	233,000	103	243,600			43	259,200	103	271,000
44	233,500	104	243,700			44	259,600	104	271,100
45	234,000	105	243,800			45	260,000	105	271,200
46	234,400	106	243,900			46	260,400	106	271,400
47	234,800	107	244,000			47	260,800	107	271,600
48	235,200	108	244,100			48	261,200	108	271,700
49	235,500	109	244,200			49	261,600	109	271,800
50	235,800	110	244,300			50	262,000		
51	236,100	111	244,400			51	262,400	再雇用職員	235,900
52	236,400	112	244,500			52	262,700		
53	236,700	113	244,600			53	263,000		
54	237,000	114	244,700			54	263,300		
55	237,400	115	244,800			55	263,500		
56	237,700	116	244,900			56	263,700		
57	238,000	117	245,000			57	263,900		
58	238,400	118	245,050			58	264,100		
59	238,700	119	245,100			59	264,300		
60	239,000	120	245,150			60	264,500		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般医師の職務
2 級	医長の職務
備考	<p>1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。</p>

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	<p>1 薬剤師の職務</p> <p>2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務</p> <p>3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務</p>
2 級	<p>1 困難な業務を行う薬剤師の職務</p> <p>2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任義肢装具士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務</p> <p>3 困難な業務を行う診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務</p> <p>4 困難な業務を行う医療技術職員の職務</p>
3 級	<p>1 主任薬剤師の職務</p> <p>2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務</p> <p>3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任義肢装具士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務</p>
4 級	<p>1 副薬剤部長の職務</p> <p>2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務</p> <p>3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務</p>
5 級	<p>1 薬剤部長の職務</p> <p>2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務</p>
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	<p>副院長（看護師である者に限る。）の職務</p> <p>理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務</p>

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	<p>1 係長の職務</p> <p>2 係主任の職務</p>
3 級	補佐の職務
4 級	<p>1 課長の職務</p> <p>2 副施設長の職務</p>
5 級	<p>1 事務長の職務</p> <p>2 困難な業務を行う課長及び副施設長の職務</p>
6 級	<p>1 事務部長の職務</p> <p>2 院長補佐の職務</p>
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
8 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	診療情報管理員の職務
2 級	主任診療情報管理員の職務
3 級	診療情報管理専門職の職務
備考	「診療情報管理員」とは、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ICD10による疾病分類等）及び診療報酬の請求事務のうちDPCのコーディングに係る業務を行う職員をいう。

ヘ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 一般職員の職務 2 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手又は調理師等の職員である。 2 「労務職員」とは、保清員、洗たく員又は消毒員等である。

ト 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	教員の職務
2 級	教務主任の職務
3 級	副学校長の職務

チ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 主任保育士の職務 2 主任医療社会事業専門員の職務
3 級	1 困難な業務を行う主任医療社会事業専門員の職務

リ 介護福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 介護福祉士の職務 2 介護支援専門員の職務
2 級	1 主任介護福祉士の職務 2 主任介護支援専門員の職務
3 級	1 介護福祉士長の職務 2 困難な業務を行う主任介護福祉士の職務 3 困難な業務を行う主任介護支援専門員の職務

ヌ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助長又は副療養介助長の職務
備考	「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、又は作業療法助手等をいう。

ル 医師事務作業補助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師事務作業補助員の職務
2 級	主任医師事務作業補助員の職務

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士 管 理 栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
義 肢 装 具 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
救 急 救 命 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
歯 科 衛 生 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
試 採 験 用 事 務 職	大 学 卒	1 級 25 号 俸
	高 校 卒	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「大学卒」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。
- 2 学歴免許等欄の「高校卒」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

ホ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 情 報 管 理 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸

ヘ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理又は洗たく長等職員である。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医療社会事業専門員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 介護福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
介 護 福 祉 士 介 護 支 援 専 門 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手等の助手業務等を行う職員をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 補 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「医師事務作業補助員」とは、医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）並びに行行政上の業務（救急医療システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）を行う職員（秘書業務、窓口・受付業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、医師以外の職種の指示の下に行う業務、医療機関の経営・運営のためのデータの収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等の業務を行う職員を除く。）をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

別表第10 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	
71	50
72	
73	51
74	
75	52
76	
77	53
78	
79	54
80	
81	55
82	
83	56
84	
85	57
86	
87	
88	58
89	
90	
91	59
92	
93	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
94	60
95	
96	
97	61
98	
99	
100	
101	62
102	
103	
104	63
105	
106	
107	
108	64
109	
110	
111	
112	65
113	
114	
115	66
116	
117	
118	
119	67
120	
121	
122	
123	68
124	
125	
126	
127	69
128	
129	
130	
131	
132	
133	

ロ 医療職基本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	49	67	48	48		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					
115	63					
116	63					
117	63					
118	63					
119	63					
120	64					
121	64					
122	64					
123	64					
124	64					
125	65					
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					

ハ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	85	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	86	104			
124	85	86	104			
125	86	87	105			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	91				
139	89	91				
140	89	91				
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93					
155	93					
156	93					

二 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	2	2	1	1	1	
11	1	1	3	3	1	1	1	
12	1	1	4	4	1	1	1	
13	1	1	5	5	1	1	1	
14	1	1	6	6	2	2	1	
15	1	1	7	7	3	3	1	
16	1	1	8	8	4	4	1	
17	1	1	9	9	5	5	1	
18	1	2	10	10	6	6	2	
19	1	3	11	11	7	7	3	
20	1	4	12	12	8	8	4	
21	1	5	13	13	9	9	5	
22	1	6	14	14	10	10	6	
23	1	7	15	15	11	11	7	
24	1	8	16	16	12	12	8	
25	1	9	17	17	13	13	9	
26	1	10	18	18	14	14	10	
27	1	11	19	19	15	15	11	
28	1	12	20	20	16	16	12	
29	1	13	21	21	17	17	13	
30	1	14	22	22	18	18	13	
31	1	15	23	23	19	19	13	
32	1	16	24	24	20	20	13	
33	1	17	25	25	21	21	13	
34	1	18	26	26	21	22	14	
35	1	19	27	27	22	23	14	
36	1	20	28	28	22	24	14	
37	1	21	29	29	23	25	14	
38	1	22	30	30	23	25	14	
39	1	23	31	31	24	26	15	
40	1	24	32	32	24	26	15	
41	1	25	33	33	25	27	15	
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	28	16	
46	1	30	38	38	27	28		
47	1	31	39	39	28	28		
48	1	32	40	40	28	29		
49	1	33	41	41	29	29		
50	2	34	42	41	29	29		
51	3	35	43	42	29	29		
52	4	36	44	42	29	29		
53	5	37	45	43	30	30		
54	6	38	46	43	30	30		
55	7	39	47	44	30	30		
56	8	40	48	44	30	30		
57	9	41	49	45	31	30		
58	10	42	50	45	31	31		
59	11	43	51	46	31	31		
60	12	44	52	46	31	31		
61	13	45	53	47	31	31		
62	14	45	54	47	31			
63	15	45	55	48	31			
64	16	46	56	48	31			
65	17	46	57	49	31			
66	18	46	58	49	31			
67	19	47	59	50	31			
68	20	47	60	50	32			
69	21	47	61	50	32			
70	22	48	62	50	32			
71	23	48	63	50	32			
72	24	48	64	50	32			
73	25	49	65	50	32			
74	26	49	66	50	32			
75	27	49	67	50	32			
76	28	50	68	50	32			
77	29	50	68	51	32			
78	30	50	68	51	32			
79	31	51	68	51	32			
80	32	51	68	51	32			

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
81	33	51	69	51	33		
82	34	52	69	51	33		
83	35	52	69	51	34		
84	36	52	69	51	34		
85	37	53	69	51	35		
86	38	53	70	51			
87	39	53	70	51			
88	40	53	70	51			
89	41	54	71	52			
90	41	54	72	52			
91	42	54	73	52			
92	42	54	74	52			
93	43	55	75	53			
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					
111	50	62					
112	50	62					
113	51	63					
114	51						
115	51						
116	51						
117	52						
118	52						
119	52						
120	52						
121	53						
122	53						
123	53						
124	53						
125	53						
126	54						
127	54						
128	54						
129	54						
130	54						
131	55						
132	55						
133	55						
134	55						
135	55						
136	56						
137	56						
138	56						
139	56						
140	56						
141	57						
142	57						
143	57						
144	57						
145	57						
146	58						
147	58						
148	58						
149	58						
150	58						
151	59						
152	59						

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
153	59						
154	59						
155	59						
156	60						
157	60						

ホ 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	33	51	153	59	
10	1	1	82	34	52	154	59	
11	1	1	83	35	52	155	59	
12	1	1	84	36	52	156	60	
13	1	1	85	37	53	157	60	
14	1	1	86	38	53			
15	1	1	87	39	53			
16	1	1	88	40	53			
17	1	1	89	41	54			
18	1	2	90	41	54			
19	1	3	91	42	54			
20	1	4	92	42	54			
21	1	5	93	43	55			
22	1	6	94	43	55			
23	1	7	95	44	55			
24	1	8	96	44	55			
25	1	9	97	45	56			
26	1	10	98	45	56			
27	1	11	99	46	56			
28	1	12	100	46	56			
29	1	13	101	47	57			
30	1	14	102	47	57			
31	1	15	103	48	58			
32	1	16	104	48	58			
33	1	17	105	49	59			
34	1	18	106	49	59			
35	1	19	107	49	60			
36	1	20	108	49	60			
37	1	21	109	50	61			
38	1	22	110	50	61			
39	1	23	111	50	62			
40	1	24	112	50	62			
41	1	25	113	51	63			
42	1	26	114	51				
43	1	27	115	51				
44	1	28	116	51				
45	1	29	117	52				
46	1	30	118	52				
47	1	31	119	52				
48	1	32	120	52				
49	1	33	121	53				
50	2	34	122	53				
51	3	35	123	53				
52	4	36	124	53				
53	5	37	125	53				
54	6	38	126	54				
55	7	39	127	54				
56	8	40	128	54				
57	9	41	129	54				
58	10	42	130	54				
59	11	43	131	55				
60	12	44	132	55				
61	13	45	133	55				
62	14	45	134	55				
63	15	45	135	55				
64	16	46	136	56				
65	17	46	137	56				
66	18	46	138	56				
67	19	47	139	56				
68	20	47	140	56				
69	21	47	141	57				
70	22	48	142	57				
71	23	48	143	57				
72	24	48	144	57				
73	25	49	145	57				
74	26	49	146	58				
75	27	49	147	58				
76	28	50	148	58				
77	29	50	149	58				
78	30	50	150	58				
79	31	51	151	59				
80	32	51	152	59				

へ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
17	1	1	89	37	61	161	70	
18	1	1	90	38	61	162	70	
19	1	1	91	39	62	163	70	
20	1	1	92	40	62	164	71	
21	1	1	93	41	63	165	72	
22	1	1	94	42	63	166	72	
23	1	1	95	43	64	167	72	
24	1	1	96	44	64	168	72	
25	1	1	97	45	65	169	72	
26	1	1	98	46	65	170	72	
27	1	1	99	47	66	171	73	
28	1	1	100	48	66	172	74	
29	1	1	101	49	67	173	74	
30	1	2	102	49	67	174	74	
31	1	3	103	50	68	175	75	
32	1	4	104	50	68	176	75	
33	1	5	105	51	69	177	75	
34	1	6	106	51	70			
35	1	7	107	52	71			
36	1	8	108	52	72			
37	1	9	109	53	73			
38	1	10	110	53	73			
39	1	11	111	54	74			
40	1	12	112	54	74			
41	1	13	113	55	75			
42	1	14	114	55	75			
43	1	15	115	56	76			
44	1	16	116	56	76			
45	1	17	117	57	77			
46	1	18	118	57	78			
47	1	19	119	58	79			
48	1	20	120	58	80			
49	1	21	121	59	81			
50	2	22	122	59	82			
51	3	23	123	60	83			
52	4	24	124	60	84			
53	5	25	125	61	85			
54	6	26	126	61	85			
55	7	27	127	61	86			
56	8	28	128	61	86			
57	9	29	129	62	87			
58	10	30	130	62	87			
59	11	31	131	62	88			
60	12	32	132	62	88			
61	13	33	133	63	89			
62	14	34	134	63				
63	15	35	135	63				
64	16	36	136	63				
65	17	37	137	64				
66	18	38	138	64				
67	19	39	139	64				
68	20	40	140	64				
69	21	41	141	65				
70	22	42	142	65				
71	23	43	143	65				
72	24	44	144	65				
73	25	45	145	66				
74	26	46	146	66				
75	27	47	147	66				
76	28	48	148	66				
77	29	49	149	67				
78	30	50	150	67				
79	31	51	151	67				
80	32	52	152	67				
81	33	53	153	68				
82	33	54	154	68				
83	34	55	155	68				
84	34	56	156	68				
85	35	57	157	69				
86	35	58	158	69				
87	36	59	159	69				
88	36	60	160	69				

ト 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	73	65
10	2	1	82	74	66
11	3	1	83	75	67
12	4	1	84	76	68
13	5	1	85	77	69
14	6	2	86	78	69
15	7	3	87	79	70
16	8	4	88	80	70
17	9	5	89	81	71
18	10	6	90	82	71
19	11	7	91	83	72
20	12	8	92	84	72
21	13	9	93	85	73
22	14	10	94	86	74
23	15	11	95	87	75
24	16	12	96	88	76
25	17	13	97	89	77
26	18	14	98	90	78
27	19	15	99	91	79
28	20	16	100	92	80
29	21	17	101	93	80
30	22	18	102	94	80
31	23	19	103	95	80
32	24	20	104	96	80
33	25	21	105	97	80
34	26	22	106	98	80
35	27	23	107	99	80
36	28	24	108	100	80
37	29	25	109	101	81
38	30	26	110	102	82
39	31	27	111	103	82
40	32	28	112	104	83
41	33	29	113	105	84
42	34	30	114	106	84
43	35	31	115	107	85
44	36	32	116	108	86
45	37	33	117	109	86
46	38	34	118	110	89
47	39	35	119	111	90
48	40	36	120	112	90
49	41	37	121	113	91
50	42	38	122	114	91
51	43	39	123	115	92
52	44	40	124	116	92
53	45	41	125	117	93
54	46	42	126	117	
55	47	43	127	117	
56	48	44	128	117	
57	49	45	129	117	
58	50	46			
59	51	47			
60	52	48			
61	53	49			
62	54	49			
63	55	50			
64	56	50			
65	57	51			
66	58	51			
67	59	52			
68	60	52			
69	61	53			
70	62	54			
71	63	55			
72	64	56			
73	65	57			
74	66	58			
75	67	59			
76	68	60			
77	69	61			
78	70	62			
79	71	63			
80	72	64			

チ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	26	49
10	1	2	83	27	49
11	1	3	84	28	49
12	1	4	85	29	49
13	1	5	86	30	49
14	1	6	87	31	49
15	1	7	88	32	49
16	1	8	89	33	50
17	1	9	90	34	50
18	1	10	91	35	50
19	1	11	92	36	50
20	1	12	93	37	50
21	1	13	94	38	
22	1	14	95	39	
23	1	15	96	40	
24	1	16	97	41	
25	1	17	98	42	
26	1	18	99	43	
27	1	19	100	44	
28	1	20	101	45	
29	1	21	102	46	
30	1	22	103	47	
31	1	23	104	48	
32	1	24	105	49	
33	1	25	106	50	
34	1	26	107	51	
35	1	27	108	52	
36	1	28	109	53	
37	1	29	110	54	
38	1	30	111	55	
39	1	31	112	56	
40	1	32	113	57	
41	1	33	114	57	
42	1	33	115	58	
43	1	34	116	58	
44	1	34	117	59	
45	1	35	118	59	
46	1	35	119	60	
47	1	36	120	60	
48	1	36	121	61	
49	1	37	122	61	
50	1	38	123	62	
51	1	39	124	62	
52	1	40	125	63	
53	1	41	126	63	
54	1	41	127	64	
55	1	41	128	64	
56	1	42	129	65	
57	1	42	130	65	
58	2	42	131	66	
59	3	43	132	66	
60	4	43	133	67	
61	5	43	134	67	
62	6	44	135	68	
63	7	44	136	68	
64	8	44	137	69	
65	9	45	138	70	
66	10	45	139	71	
67	11	45	140	72	
68	12	45	141	73	
69	13	45	142	74	
70	14	46	143	75	
71	15	46	144	76	
72	16	46	145	76	
73	17	46	146	76	
74	18	46	147	77	
75	19	47	148	77	
76	20	47	149	78	
77	21	48	150	78	
78	22	48	151	79	
79	23	48	152	79	
80	24	48	153	79	
81	25	48			

リ 介護福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	45	57
10	1	1	83	46	58
11	1	1	84	46	58
12	1	1	85	47	59
13	1	1	86	47	59
14	1	1	87	48	60
15	1	1	88	48	60
16	1	1	89	49	61
17	1	1	90	49	61
18	1	1	91	50	62
19	1	1	92	50	62
20	1	1	93	51	63
21	1	1	94	51	63
22	1	1	95	52	64
23	1	1	96	52	64
24	1	1	97	53	65
25	1	1	98	53	65
26	2	2	99	53	66
27	3	3	100	54	66
28	4	4	101	54	67
29	5	5	102	54	67
30	6	6	103	55	68
31	7	7	104	55	68
32	8	8	105	55	68
33	9	9	106	56	68
34	10	10	107	56	68
35	11	11	108	56	68
36	12	12	109	57	68
37	13	13	110	57	68
38	14	14	111	57	68
39	15	15	112	57	68
40	16	16	113	57	68
41	17	17	114	58	68
42	18	18	115	58	68
43	19	19	116	58	68
44	20	20	117	58	68
45	21	21	118	58	68
46	21	22	119	59	68
47	22	23	120	59	68
48	22	24	121	59	68
49	23	25	122	59	
50	23	26	123	59	
51	24	27	124	60	
52	24	28	125	60	
53	25	29	126	60	
54	26	30	127	60	
55	27	31	128	60	
56	28	32	129	61	
57	29	33	130	61	
58	29	34	131	61	
59	30	35	132	61	
60	30	36	133	61	
61	31	37	134	62	
62	31	38	135	62	
63	32	39	136	62	
64	32	40	137	62	
65	33	41	138	62	
66	34	42	139	62	
67	35	43	140	62	
68	36	44	141	63	
69	37	45	142	63	
70	37	46	143	63	
71	38	47	144	63	
72	38	48	145	63	
73	39	49	146	63	
74	39	50	147	63	
75	40	51	148	64	
76	40	52	149	64	
77	41	53	150	64	
78	42	54	151	64	
79	43	55	152	64	
80	44	56	153	64	
81	45	57			

又 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

ル 医師事務作業補助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

別表第11 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医療職基本給表（一）	-	（中間層）	-
医療職基本給表（二）	1級	2級～5級	6級、7級
医療職基本給表（三）	1級、2級	3級～5級	6級、7級
事務職基本給表	1級	2級～5級	6級～8級
診療情報管理職基本給	1級	2級、3級	-
技能職基本給表	1級	2級、3級	-
教育職基本給表	-	1級、2級	3級
福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
介護福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
療養介助職基本給表	1級	2級	-
医師事務作業補助職基本給表	1級	2級	-

別表第12 副院長等基本年俸表（第19条第1項関係）

副院長等基本年俸表

号俸	1級			号俸	1級			号俸	1級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	4,497,600	1,983,000	2,328,000	45	6,184,800	2,727,000	3,201,000	89	7,075,200	3,119,000	3,662,000
2	4,551,600	2,007,000	2,356,000	46	6,214,800	2,740,000	3,217,000	90	7,087,200	3,125,000	3,668,000
3	4,605,600	2,031,000	2,384,000	47	6,243,600	2,753,000	3,232,000	91	7,099,200	3,130,000	3,674,000
4	4,659,600	2,055,000	2,412,000	48	6,272,400	2,766,000	3,246,000	92	7,110,000	3,135,000	3,680,000
5	4,713,600	2,078,000	2,440,000	49	6,301,200	2,778,000	3,261,000	93	7,119,600	3,139,000	3,685,000
6	4,766,400	2,102,000	2,467,000	50	6,328,800	2,790,000	3,276,000	94	7,129,200	3,143,000	3,690,000
7	4,819,200	2,125,000	2,494,000	51	6,356,400	2,803,000	3,290,000	95	7,138,800	3,148,000	3,695,000
8	4,872,000	2,148,000	2,522,000	52	6,384,000	2,815,000	3,304,000	96	7,147,200	3,151,000	3,699,000
9	4,924,800	2,172,000	2,549,000	53	6,411,600	2,827,000	3,319,000	97	7,155,600	3,155,000	3,704,000
10	4,977,600	2,195,000	2,576,000	54	6,438,000	2,839,000	3,332,000	98	7,164,000	3,159,000	3,708,000
11	5,029,200	2,218,000	2,603,000	55	6,464,400	2,850,000	3,346,000	99	7,171,200	3,162,000	3,712,000
12	5,079,600	2,240,000	2,629,000	56	6,489,600	2,861,000	3,359,000	100	7,178,400	3,165,000	3,715,000
13	5,128,800	2,261,000	2,655,000	57	6,513,600	2,872,000	3,371,000	101	7,185,600	3,168,000	3,719,000
14	5,176,800	2,283,000	2,679,000	58	6,537,600	2,882,000	3,384,000	102	7,191,600	3,171,000	3,722,000
15	5,222,400	2,303,000	2,703,000	59	6,561,600	2,893,000	3,396,000	103	7,197,600	3,173,000	3,725,000
16	5,266,800	2,322,000	2,726,000	60	6,585,600	2,904,000	3,409,000	104	7,203,600	3,176,000	3,728,000
17	5,308,800	2,341,000	2,748,000	61	6,609,600	2,914,000	3,421,000	105	7,209,600	3,179,000	3,731,000
18	5,348,400	2,358,000	2,768,000	62	6,633,600	2,925,000	3,433,000	106	7,215,600	3,181,000	3,735,000
19	5,384,400	2,374,000	2,787,000	63	6,657,600	2,935,000	3,446,000	107	7,221,600	3,184,000	3,738,000
20	5,416,800	2,388,000	2,804,000	64	6,681,600	2,946,000	3,458,000	108	7,228,800	3,187,000	3,741,000
21	5,449,200	2,403,000	2,820,000	65	6,705,600	2,957,000	3,471,000	109	7,234,800	3,190,000	3,745,000
22	5,480,400	2,416,000	2,837,000	66	6,728,400	2,967,000	3,482,000	110	7,240,800	3,192,000	3,748,000
23	5,511,600	2,430,000	2,853,000	67	6,750,000	2,976,000	3,494,000	111	7,248,000	3,196,000	3,751,000
24	5,541,600	2,443,000	2,868,000	68	6,771,600	2,986,000	3,505,000	112	7,254,000	3,198,000	3,754,000
25	5,571,600	2,457,000	2,884,000	69	6,792,000	2,995,000	3,515,000	113	7,260,000	3,201,000	3,758,000
26	5,602,800	2,470,000	2,900,000	70	6,811,200	3,003,000	3,525,000				
27	5,635,200	2,485,000	2,917,000	71	6,829,200	3,011,000	3,535,000				
28	5,667,600	2,499,000	2,933,000	72	6,846,000	3,018,000	3,543,000				
29	5,700,000	2,513,000	2,950,000	73	6,862,800	3,026,000	3,552,000				
30	5,732,400	2,528,000	2,967,000	74	6,878,400	3,033,000	3,560,000				
31	5,764,800	2,542,000	2,984,000	75	6,892,800	3,039,000	3,568,000				
32	5,796,000	2,556,000	3,000,000	76	6,906,000	3,045,000	3,574,000				
33	5,827,200	2,569,000	3,016,000	77	6,919,200	3,051,000	3,581,000				
34	5,857,200	2,583,000	3,032,000	78	6,932,400	3,057,000	3,588,000				
35	5,887,200	2,596,000	3,047,000	79	6,945,600	3,062,000	3,595,000				
36	5,916,000	2,608,000	3,062,000	80	6,958,800	3,068,000	3,602,000				
37	5,944,800	2,621,000	3,077,000	81	6,972,000	3,074,000	3,609,000				
38	5,974,800	2,634,000	3,092,000	82	6,985,200	3,080,000	3,615,000				
39	6,003,600	2,647,000	3,107,000	83	6,998,400	3,086,000	3,622,000				
40	6,032,400	2,660,000	3,122,000	84	7,011,600	3,091,000	3,629,000				
41	6,062,400	2,673,000	3,138,000	85	7,024,800	3,097,000	3,636,000				
42	6,093,600	2,687,000	3,154,000	86	7,038,000	3,103,000	3,643,000				
43	6,124,800	2,701,000	3,170,000	87	7,051,200	3,109,000	3,649,000				
44	6,154,800	2,714,000	3,186,000	88	7,063,200	3,114,000	3,656,000				

副院長等基本年俸表

号俸	2級			号俸	2級			号俸	2級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	5,371,200	2,780,000	2,986,000	45	6,840,000	3,540,000	3,802,000	89	7,626,000	3,947,000	4,239,000
2	5,413,200	2,802,000	3,009,000	46	6,866,400	3,554,000	3,817,000	90	7,632,000	3,950,000	4,243,000
3	5,454,000	2,823,000	3,032,000	47	6,892,800	3,568,000	3,832,000	91	7,639,200	3,954,000	4,247,000
4	5,493,600	2,843,000	3,054,000	48	6,918,000	3,581,000	3,846,000	92	7,646,400	3,958,000	4,251,000
5	5,533,200	2,864,000	3,076,000	49	6,943,200	3,594,000	3,860,000	93	7,653,600	3,961,000	4,255,000
6	5,572,800	2,884,000	3,098,000	50	6,969,600	3,607,000	3,874,000	94	7,660,800	3,965,000	4,259,000
7	5,611,200	2,904,000	3,119,000	51	6,996,000	3,621,000	3,889,000	95	7,668,000	3,969,000	4,263,000
8	5,649,600	2,924,000	3,141,000	52	7,022,400	3,635,000	3,904,000	96	7,675,200	3,972,000	4,267,000
9	5,686,800	2,943,000	3,161,000	53	7,048,800	3,648,000	3,918,000	97	7,682,400	3,976,000	4,271,000
10	5,724,000	2,963,000	3,182,000	54	7,074,000	3,661,000	3,932,000				
11	5,761,200	2,982,000	3,203,000	55	7,098,000	3,674,000	3,946,000				
12	5,798,400	3,001,000	3,223,000	56	7,122,000	3,686,000	3,959,000				
13	5,834,400	3,020,000	3,243,000	57	7,146,000	3,699,000	3,972,000				
14	5,870,400	3,038,000	3,263,000	58	7,170,000	3,711,000	3,986,000				
15	5,906,400	3,057,000	3,283,000	59	7,194,000	3,723,000	3,999,000				
16	5,942,400	3,076,000	3,303,000	60	7,218,000	3,736,000	4,013,000				
17	5,978,400	3,094,000	3,323,000	61	7,242,000	3,748,000	4,026,000				
18	6,014,400	3,113,000	3,344,000	62	7,266,000	3,761,000	4,039,000				
19	6,050,400	3,132,000	3,364,000	63	7,288,800	3,772,000	4,052,000				
20	6,085,200	3,150,000	3,383,000	64	7,311,600	3,784,000	4,065,000				
21	6,120,000	3,168,000	3,402,000	65	7,333,200	3,795,000	4,077,000				
22	6,153,600	3,185,000	3,421,000	66	7,354,800	3,807,000	4,089,000				
23	6,187,200	3,202,000	3,440,000	67	7,375,200	3,817,000	4,100,000				
24	6,219,600	3,219,000	3,458,000	68	7,394,400	3,827,000	4,111,000				
25	6,252,000	3,236,000	3,476,000	69	7,412,400	3,836,000	4,121,000				
26	6,284,400	3,253,000	3,494,000	70	7,429,200	3,845,000	4,130,000				
27	6,316,800	3,269,000	3,512,000	71	7,446,000	3,854,000	4,139,000				
28	6,349,200	3,286,000	3,530,000	72	7,461,600	3,862,000	4,148,000				
29	6,380,400	3,302,000	3,547,000	73	7,476,000	3,869,000	4,156,000				
30	6,410,400	3,318,000	3,564,000	74	7,490,400	3,877,000	4,164,000				
31	6,440,400	3,333,000	3,580,000	75	7,503,600	3,884,000	4,171,000				
32	6,470,400	3,349,000	3,597,000	76	7,515,600	3,890,000	4,178,000				
33	6,500,400	3,364,000	3,614,000	77	7,527,600	3,896,000	4,185,000				
34	6,530,400	3,380,000	3,630,000	78	7,538,400	3,902,000	4,191,000				
35	6,560,400	3,396,000	3,647,000	79	7,549,200	3,907,000	4,197,000				
36	6,589,200	3,410,000	3,663,000	80	7,558,800	3,912,000	4,202,000				
37	6,618,000	3,425,000	3,679,000	81	7,568,400	3,917,000	4,207,000				
38	6,646,800	3,440,000	3,695,000	82	7,576,800	3,921,000	4,212,000				
39	6,675,600	3,455,000	3,711,000	83	7,585,200	3,926,000	4,217,000				
40	6,703,200	3,469,000	3,726,000	84	7,593,600	3,930,000	4,221,000				
41	6,730,800	3,484,000	3,742,000	85	7,600,800	3,934,000	4,225,000				
42	6,758,400	3,498,000	3,757,000	86	7,608,000	3,938,000	4,229,000				
43	6,786,000	3,512,000	3,772,000	87	7,614,000	3,941,000	4,233,000				
44	6,813,600	3,527,000	3,788,000	88	7,620,000	3,944,000	4,236,000				

別表第13 副院長等基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

職務の級		標準的な職務
1級	1欄	医長の職務
	2欄	理事長が別に定める医長の職務
2級	1欄	診療部長の職務
	2欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）、統括診療部長又は介護老人保健施設長の職務
<p>備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）</p>		

別表第14 副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（第21条第1項関係）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	
71	54
72	
73	55
74	
75	56
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	
83	
84	
85	62
86	
87	
88	

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	

別表第15 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支給区分	支 給 割 合
北海道病院	7	100分の3
札幌北辰病院	7	100分の3
仙台病院	6	100分の6
仙台南病院	6	100分の6
うつのみや病院	6	100分の6
群馬中央病院	7	100分の3
さいたま北部医療センター		100分の13
埼玉メディカルセンター		100分の13
千葉病院		100分の11
船橋中央病院	4	100分の12
東京高輪病院		100分の18
東京新宿メディカルセンター		100分の18
東京山手メディカルセンター		100分の16
東京城東病院		100分の18
東京蒲田医療センター		100分の10
横浜中央病院		100分の13
横浜保土ヶ谷中央病院		100分の13
相模野病院		100分の10
山梨病院		100分の4.5
清水さくら病院	6	100分の6
三島総合病院	7	100分の3
金沢病院	7	100分の3
可児とうのう病院		100分の2
中京病院		100分の13
四日市羽津医療センター		100分の7
滋賀病院	5	100分の10
京都鞍馬口医療センター	5	100分の10
大阪病院		100分の15
大阪みなと中央病院		100分の15
星ヶ丘医療センター	5	100分の10
神戸中央病院		100分の10
大和郡山病院	5	100分の10
りつりん病院		100分の4
徳山中央病院	7	100分の3
九州病院	7	100分の3

別表第16 寒冷地手当支給区分表（第60条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道病院	北海道札幌市	2級地
札幌北辰病院	北海道札幌市	2級地
登別病院	北海道登別市	3級地
福井勝山総合病院	福井県勝山市	4級地
<p>備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

別表第17 役職手当適用区分表（第62条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
副院長等基本年俸表	副院長 介護老人保健施設長	一 種	2 級 以下	148,100	—
	統括診療部長 診療部長	二 種	2 級 以下	118,500	—
	医 長	三 種	1 級	96,700	—
医療職基本給表（二）	薬 剤 部 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以下	72,700	57,600
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級 以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副院長	一 種	7 級 以下	113,600	—
	看護部長	二 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	7 級 以下	88,300	75,800
		三 種	6 級 以下	75,800	58,200
	副看護部長	四 種	5 級 以下	59,200	44,200
	看護師長	五 種	4 級 以下	44,800	34,700
事務職基本給表	事務部長	一 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	8 級 以下	130,300	112,900
		二 種	7 級	94,000	79,800
	事務長	三 種	6 級 以下	88,500	69,800
			5 級 以下	72,700	56,200
	課 長	三 種 <small>(理事長が別に定める場合に限る。)</small>	5 級 以下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
	補 佐	四 種	4 級 以下	59,500	44,300
			3 級 以下	55,500	41,900
診療情報管理職基本給表	専 門 職	四 種	3 級 以下	55,500	41,900
教育職基本給表	副学 校 長	三 種	3 級 以下	77,400	55,500
	教 務 主 任	四 種	2 級 以下	64,100	46,200

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第18 特殊業務手当支給区分表（第66条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	17,700円
2 手術室に勤務する医師	
3 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
4 手術室に勤務する臨床工学技士	
5 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
6 手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
7 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
8 検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
備考	
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
2 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。	

別表第19 医師手当支給種別区分表（第83条第2項関係）

事業場	支給種別区分
北海道病院	4
札幌北辰病院	4
登別病院	2
仙台病院	4
仙台南病院	4
秋田病院	3
二本松病院	3
うつのみや病院	3
群馬中央病院	3
さいたま北部医療センター	5
埼玉メディカルセンター	5
千葉病院	5
船橋中央病院	3
東京高輪病院	5
東京新宿メディカルセンター	5
東京山手メディカルセンター	5
東京城東病院	5
東京蒲田医療センター	5
横浜中央病院	5
横浜保土ヶ谷中央病院	5
相模野病院	4
湯河原病院	2
山梨病院	3
清水さくら病院	2
三島総合病院	3
高岡ふしき病院	5
金沢病院	3
福井勝山総合病院	2
若狭高浜病院	2
可児とうのう病院	3
中京病院	5
四日市羽津医療センター	3
滋賀病院	4
京都鞍馬口医療センター	5
大阪病院	5
大阪みなと中央病院	5
星ヶ丘医療センター	4
神戸中央病院	5
大和郡山病院	4
玉造病院	3
りつりん病院	3

事業場	支給種別区分
宇和島病院	3
高知西病院	3
下関医療センター	3
徳山中央病院	3
九州病院	5
久留米総合病院	3
福岡ゆたか中央病院	3
佐賀中部病院	3
松浦中央病院	3
諫早総合病院	3
熊本総合病院	3
人吉医療センター	2
天草中央総合病院	3
南海医療センター	3
湯布院病院	2
宮崎江南病院	3

別表第20 医師手当月額表（第83条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
2	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
3	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
4	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
5	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
6	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
7	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
8	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
9	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
10	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
11	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
12	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	48,900
13	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	47,100
14	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	45,300
15	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	43,500
16	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	41,700
17	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	39,900
18	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	38,100
19	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	36,300
20	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	34,900
21	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	33,500
22	356,100	317,400	265,000	208,400	149,800	32,100
23	351,700	313,400	261,700	205,800	148,200	30,700
24	347,300	309,400	258,400	203,200	146,600	29,300
25	342,900	305,400	255,100	200,600	145,000	27,900
26	338,500	301,400	251,800	198,000	143,400	26,500
27	325,800	290,700	243,800	191,700	139,400	25,900
28	312,900	279,900	235,500	185,600	135,000	25,300
29	300,300	269,400	227,800	179,300	131,000	24,400
30	287,600	258,700	219,600	173,300	126,600	23,700
31	274,800	248,000	211,700	167,100	122,600	23,100
32	259,000	233,600	199,800	158,600	117,000	22,500
33	243,400	219,400	188,500	150,000	111,800	21,900
34	227,700	205,200	176,900	141,400	106,600	21,200
35	211,800	190,800	165,100	132,900	101,000	20,900
36	193,700	175,100	152,800	123,600	95,600	20,500
37	175,500	159,400	140,300	114,500	89,800	19,800
38	157,600	143,900	128,100	105,100	84,500	19,000
39	126,400	118,400	107,900	91,700	75,700	18,100
40	97,600	94,600	89,100	78,900	67,500	17,400
41	89,100	86,100	80,600	70,400		
42	80,600	77,600	72,100	61,900		
43	72,100	69,100	63,600			
44	63,600	60,600	55,100			
45	55,100	52,100				